

西条市景観計画（原案）



平成30年 月

西条市建設部都市計画整備課

目 次

【ビジョン編】

序章 景観計画とは	1
1 西条市の景観とは	1
2 景観計画の目的と役割	2
3 上位・関連計画と景観計画の位置づけ	5

第1章 西条市の景観の特性	11
1 西条市の特性	11
2 市民アンケート及びワークショップ	27
3 西条市の景観特性	35

第2章 景観計画の区域	41
1 景観計画区域	41

第3章 景観計画の理念と基本方針	42
1 基本理念	42
2 基本目標	43
3 基本方針	45

【推進編】

第4章 景観形成の方針	46
1 景観形成方針の基本事項	46
2 類型区分、景観軸、景観拠点の現状・課題・方針	49

第5章 良好な景観形成のための行為の制限	106
1 届出の対象行為	106
2 景観形成基準	107

第6章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	118
1 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	118

第7章 景観まちづくりの推進	119
1 景観まちづくりの主体と役割	119
2 景観まちづくりの推進体制の構築	120
3 今後の景観まちづくりの推進	121

序章 景観計画とは

1 西条市の景観とは

景観とは、「景色」と「観る」という動作が一体となった概念と言えます。

観られる対象としての景色があり、人がそれを観ることではじめて、そこに「景観」が生じます。そして、人が景色を観たときに感じる「快・不快」こそが、良い景観、悪い景観の源泉です。

では何が観る人に、「快・不快」の感情を起こさせるのでしょうか。人が景色を観るとき、それはただの画像ではなくなります。観る人は景色に、何らかの「解釈」や「評価」を加えて認識しているはずです。例えば「人が行き交うまちの景色」であれば、「イベントで賑わっている」「私の家の近くで騒がしい」「最近若者が減少している」といった具合にです。

このように、観る人は景色について、経験や価値観を通して見えているもの以上の何かを感じ取っており、それが「快・不快」を生じさせています。

つまり、良い景観を実現するためには、目に見えている景色だけでなく、その経緯や背景など、目に見えないものも含めて捉える必要があるということです。

現在私たちが生活する西条市の景色には、その背後に今日まで積み重ねられた人々の営みや、歴史・文化、自然条件等が重なるように存在しています。みなさんに西条市の景観から感じてほしい愛着や誇り、アイデンティティ（独自性）はそこに宿るものと思います。

そこで西条市景観計画では、景色とそれにまつわる人々の営みを一体のものとして捉え、かつその構造や特性を明らかにし、市民協働で良好な景観形成に取り組む方向性を示します。

●えひめ景観計画策定ガイドライン（愛媛県策定）における景観の捉え方

景観は、まちを構成する緑・水などの自然や建築物・工作物など視覚に映るものだけでなく、その地域で永く営まれてきた人々の生活（くらし）や活動が積み重なったものと考えられる。

2 景観計画の目的と役割

(1) 景観計画策定の背景と目的

我が国の高度経済成長が進む中、大規模な公共事業によるインフラ整備等によって生活の利便性は格段に向上し、経済的に豊かな暮らしがつくられてきました。しかし一方では、都市部を中心に全国各地で景観の乱れが進みました。

それに対して、先進的な自治体では、自主的な景観条例の制定等を通じて良好な景観の保護に努めましたが、法律上の後ろ盾がなく実効性に限界がありました。

例えば国立マンション訴訟の最高裁判決では、「景観利益」に関し、法律上保護に値するものではあるが、法規上の規制がない以上違法な侵害に当たるとはいえない主旨の判断が提示され、行政法規に基づくルールづくりの必要性が認識されるきっかけとなりました。

そうした背景により、景観に対する国民の関心は徐々に高まることとなり、それに応じる形で、平成 17 年に我が国ではじめて景観に関する総合的な法律である景観法が全面施行されました。景観法は、それ自体が直接に景観を規制するわけではなく、この法律に基づき地方公共団体が定める「景観計画」、「景観条例」に実効性と法的強制力を持たせるものです。

この法律により、地方公共団体が景観行政団体となり、地域の特性に応じた「景観計画」や「景観条例」を定めることで、歴史的な景観の保全や、建築物・屋外広告物の規制など、きめ細やかな施策への取り組みが可能となりました。西条市は平成 17 年に景観行政団体に移行しました。

景観法の基本理念

- | | |
|--------|---|
| 基本理念 1 | 良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤い豊かな生活環境の創造に不可欠な国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるようにする。 |
| 基本理念 2 | 適正な制限の下に、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動とが調和した土地利用がなされるようにする。 |
| 基本理念 3 | 地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸張に資するようにする。 |
| 基本理念 4 | 地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取り組みがなされるようにする。 |
| 基本理念 5 | 現にある良好な景観を保全することのみならず、新たな良好な景観を創出することを含むものであることを旨として、良好な景観の形成を行うようにする。 |

西条市は、西日本最高峰を誇る石鎚山を主峰とする石鎚山系や高縄山系を背景とした里山や田園、豊富な水資源をもたらす加茂川や中山川、市内の広い範囲で自噴する「うちぬき」、貴重な自然が残された河原津海岸など、水と緑豊かな自然景観を多数有しています。

さらに、「旧西条藩陣屋跡」や小松藩儒学者「近藤篤山旧邸」など江戸時代の歴史的なまちなみが当時の面影を残すとともに、寺社仏閣などの文化財、「永納山城跡」などの史跡が市内随所に分布するなど、先人たちから引き継がれた多彩な歴史的・文化的遺産が数多く残されています。

しかしながら近年、人口減少が進行し、市街地においては空家や空地が増加し、農村集落では耕作放棄地が増加するなど、管理が行き届かない状況が目立つようになってきました。魅力的な生活空間をつくることで、人口の定着化を図り、歴史・文化資源を巡る観光やえひめまるごとサイクリングやスポーツ合宿都市構想等アクティビティの盛り上げりを活かして、来訪者を増加させ、リピーターをつくるなど観光視点での景観形成も求められています。

西条市の保有する美しく豊かな景観は、市民共有の貴重な財産であり、官民が協力して次世代に継承し、また創出していくことが必要となります。そのためには、市民一人一人が景観まちづくりの担い手としての自覚を持ち、自ら快適な環境の維持向上に取り組むことが重要です。

西条市景観計画は、本市の景観特性を踏まえ、西条らしい景観を形成するための基本的な考え方などを示すことにより、市民・事業者・行政の協働による良好な景観の形成を実現することを目的に策定するものです。

(2) 景観計画の役割

本計画は、西条市の景観まちづくりを総合的かつ計画的に推進するための指針を示し、市民・事業者・行政の協働により、西条市らしい地域固有の景観を学び・守り・育て・創るために、以下の3つの役割を担います。

そして、市民みんなで取り組む景観まちづくりを通じて、活力に満ちたまちづくりの展開へ繋げていくことを目標とします。

景観計画が担う3つの役割

○西条市の景観特性を明確にする

美しい景観を学び・守り・育て・創るためには、まず、西条市が有する様々な景観を把握し、市民と共有することが重要です。市域全体や土地利用別の視点、また、市民が親しみ大切に感じている生活視点から、西条市の景観特性を明確に示すことで、未来へ繋ぐべき景観に対する市民共通の認識を深めるための役割を果たします。

○景観まちづくりを推進する

本計画は、これまでの西条市における景観に関する取り組みを充実・強化するとともに、「西条市総合計画」、「西条市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「西条市都市計画マスタープラン」などに示されている将来像の実現に向け、景観の視点からの取り組みを示すものです。これら上位・関連計画と整合・調整を図りながら、総合的な景観まちづくりを推進する役割を果たします。

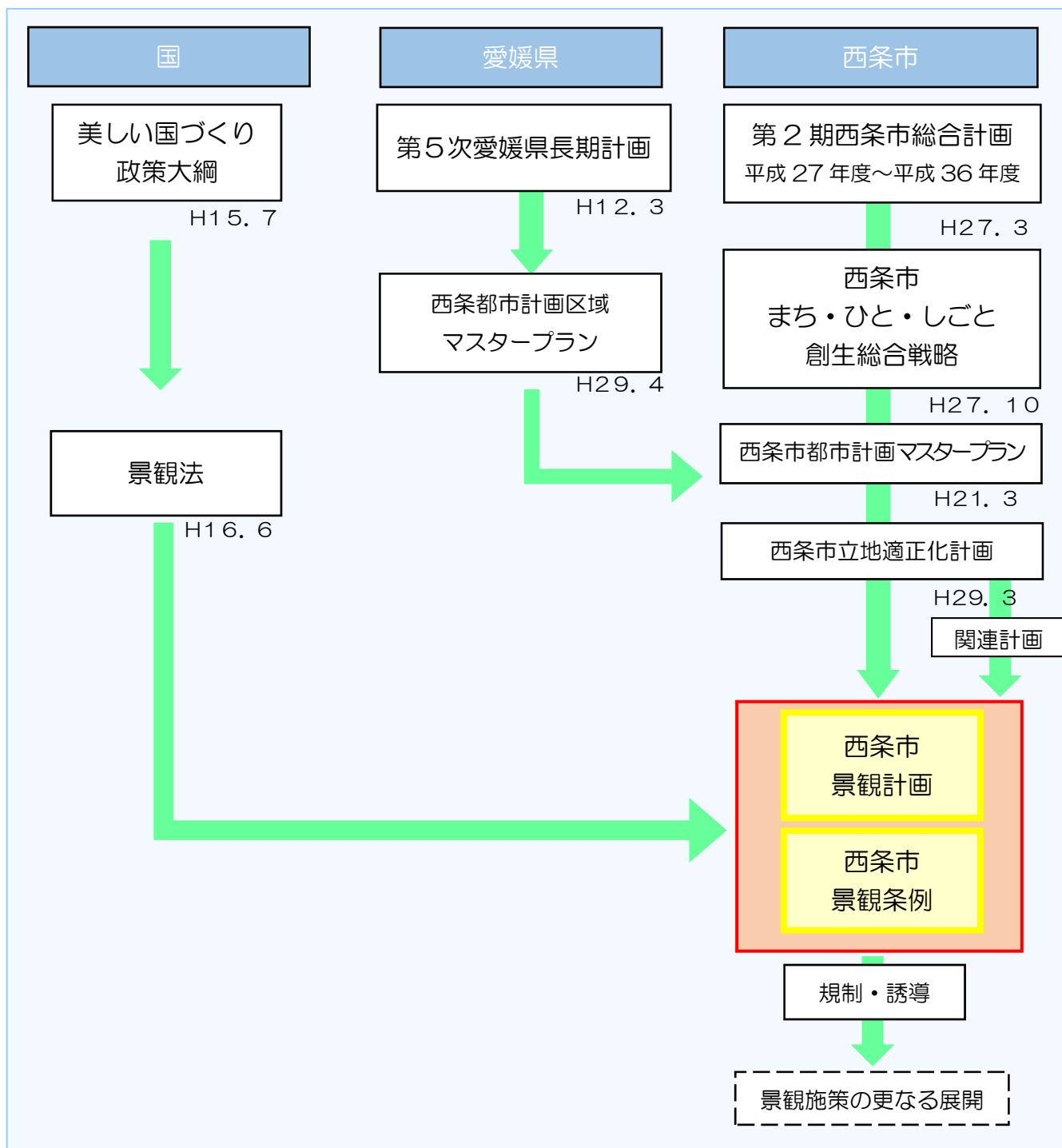
○市民・事業者・行政の連携を促す共通の指針とする

総合的な景観まちづくりの推進のためには、市民・事業者・行政が目標を共有化し、また、景観法の制度を積極的に活用しつつ、連携して取り組んでいく必要があります。このため、本計画は市民・事業者・行政が一丸となって景観形成を推進するための共通の指針としての役割を果たします。

3 上位・関連計画と景観計画の位置づけ

(1) 上位・関連計画と景観計画の位置づけ

本計画は、景観法に基づく景観計画として位置づけられるものです。「西条市総合計画」、「西条市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に示される本市の将来像を景観の視点から実現させるための施策を示しています。また、都市計画マスタープラン、立地適正化計画やその他の関連計画への適合や調和を図りながら、一体となってまちづくりを推進する役割を果たします。



(2) 上位計画

第2期 西条市総合計画（平成27年3月） 目標年次 平成36年度

基本構想 第1章 まちづくりの基本方針
1 将来都市像 「人がつどい、まちが輝く、快適環境実感都市」 目指すまちの姿は、 ① 美しい石鎚山や燧灘の豊かな自然の恵みを受けて、全ての人々が住み慣れた地域で、安心して暮らしている。 ② 市民、企業、行政が、それぞれの持てる力を十分に発揮し合い、共に手を携えて地域の元気を生み出している。 ③ 人・もの・情報が集い、本市の持つ地域資源が生活の豊かさや地域の活性化に結び付いている。 2 将来の目標人口 112,000人（平成36年）
基本構想 第2章 施策の大綱
1 健やかに生き生きと暮らせる福祉のまちづくり 2 豊かな自然と共生するまちづくり 3 快適な都市基盤のまちづくり 4 災害に強く安全で安心して暮らせるまちづくり 5 豊かな心を育む教育文化のまちづくり 6 活力あふれる産業振興のまちづくり

西条市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成27年10月）

西条市人口ビジョン 第2章 人口の将来展望
3 人口の将来展望 2040年の人口ビジョン：102,822人 2060年の人口ビジョン：96,430人
西条市総合戦略
2 西条市総合戦略体系 ●政策分野1. 産業振興による活力あるまちづくり ■施策⑤ 商業の振興 ■施策⑥ 農林水産業の振興 ●政策分野2. 西条ブランドを活用した魅力あるまちづくり ■施策① 観光産業の創出 ■施策② 西条の価値や魅力の向上・発信 ■施策③ 環境資源を活かした地域づくり ●政策分野4. 安全・安心で暮らしやすいまちづくり ■施策④ 防災・減災対策の強化 ■施策⑤ 協働のまちづくりの推進 ■施策⑥ 時代の変化に対応した地域づくり

西条市都市計画マスタープラン（平成 21 年 3 月）

第 1 章 西条市の現況と特性
2 沿革
3 自然的条件
4 社会的条件
第 3 章 都市の将来像
1 都市づくりの基本理念と基本目標 「人がつどい、まちが輝く、快適環境実感都市」 ～産業文化と地域文化が独自の輝きを放つ“水のステージづくり”～ 西日本最高峰の石鎚山を主峰とする石鎚山系や高縄山系を背景とし、市域の平坦部では、河川の表流水が地下に伏流して、全国的にもまれな被圧地下水の自噴地帯が広範にわたり形成されています。その自噴水や自噴井は「うちぬき」と呼ばれ、生活用水をはじめ農業用水、工業用水等に幅広く活用されています。この豊かな水資源こそが、愛媛県を代表する産業文化都市としての発展を支え、「西条まつり」に代表される地域文化を醸成してきた根源ともいえます。
2 将来都市構造
第 4 章 都市づくりの方針
2 市街地整備の方針
4 環境形成の方針
5 都市景観形成の方針

西条市立地適正化計画（平成 29 年 2 月）

●基本的な考え方
拠点における都市機能の強化により、市全体の生活利便性と活力のベースアップを図る
●将来都市像の設定
各拠点で歩いて暮らしながら、周辺からも訪れやすいまち
●居住誘導区域の指定
西条居住誘導区域 人口密度目標値（H42） 49 人/ha
壬生川・丹原居住誘導区域 人口密度目標値（H42） 23 人/ha
小松・氷見居住誘導区域 人口密度目標値（H42） 24 人/ha
三芳・国安居住誘導区域 人口密度目標値（H42） 27 人/ha
●都市機能誘導区域の指定
西条都市機能誘導区域
壬生川都市機能誘導区域
東予丹原 IC 周辺都市機能誘導区域
丹原都市機能誘導区域
小松・氷見都市機能誘導区域
三芳都市機能誘導区域、国安都市機能誘導区域

(3) 関連計画

西条市中心市街地活性化基本計画（平成 20 年 7 月）

●基本理念
「水と元気の源“うちぬき”空間」の創造
●基本方針
方針 1 元気と賑わいのある交流空間の創造（賑わいと回遊性の向上） 【主要事業】・地域交流情報センター ・共同店舗整備事業 等 方針 2 水と共生した快適な居住空間の創造（まちなか居住の推進） 【主要事業】・市営和泉町住宅建て替え事業 ・空家情報発信事業 等
●目標
目標 1：賑わいと回遊性の向上 【目標指標①】歩行者・自転車の通行量（休日）：8,449 人（H19）→10,000 人（H25） 目標 2：まちなか居住の推進 【目標指標②】居住人口：8,873 人（H19）→9,100 人（H25）

第 2 期 西条市環境基本計画（平成 29 年 3 月）

●将来の環境像
石鎚に育まれ 水も緑も人も輝くまち西条 ー子どもから大人までみんなでつなぐ豊かな自然ー
●基本目標
1 みんなで学び・考え、地域で取り組むまち（環境教育） 2 豊かで清らかな水環境を大切にするまち（水環境） 3 石鎚山から燧灘へ続く豊かな自然と共生するまち（自然環境） 4 健やかな環境を守り、資源を活かす循環のまち（生活環境） 5 安全・安心な暮らしと景観・文化が調和したまち（社会環境） 6 低炭素で豊かな暮らしの実現を目指すまち（地球環境）

農村環境計画（平成 19 年 3 月）

●地域の将来像
人と緑を育む食と水の郷 西条 ～快適環境の実現に向けて～ ○産業基盤の強化（産業の基盤づくり・流通体系整備） ○広域連携の促進（広域ネットワークづくり・地域のコミュニティ形成・都市と農村の交流促進） ・人を育むために（人材育成・安全で生きがいのある環境の構築） ・緑を育むために（自然環境保全・農業の継承） ・食の郷に向けて（産地形成・食と農が近い地域づくり） ・水の郷に向けて（豊かで美しい水の郷構築）

西条市農村振興基本計画（平成 19 年 3 月）

●農村の将来像
人と緑を育む、食と水の郷 西条 ～快適環境の実現に向けて～
●農村振興のテーマ
○産業基盤の強化（農村後継者対策（新たな経営体系の構築）、農業生産基盤の整備（営農経費の節減対策）の推進。土地利用秩序を確保した産業誘致。） ○連携の促進（地域内コミュニティの形成→集落機能の再生 地区内での広域連携の新たな仕組みを構築→協働・共栄の実現） ・人を育むために（人材育成・安全で生きがいのある環境の構築） ・緑を育むために（自然環境保全・農業の継承） ・食の郷に受けて（産地形成・地産地消の推進） ・水の郷に向けて（水質保全・水源涵養）

西条市空家等対策計画（平成 29 年 9 月）

●計画の構成
第1章 計画の位置付け 計画の位置付けと計画期間を示す。 第2章 空家を取り巻く現状 空家の現状と空家が増加する背景について示す。 第3章 空家等対策の基本方針 空家対策の基本理念と対象区域、実施体制について示す。 第4章 空家等対策の内容 空家の調査、適正な管理、空家等の活用、特定空家等への対応について示す。 第5章 計画の推進 計画の見直しについて示す。

●計画の構成

『震災対策編』

第1章 総論

この計画の主旨、防災関係機関の業務、地震発生条件などの計画の基本となる事項を示す。

第2章 地震災害予防対策編

平常時の教育、訓練、施設の耐震性確保、市民生活の確保方策などの予防対策を示す。

第3章 地震災害対応

災害が発生した場合の応急対策を示す。

第4章 地震災害復旧・復興対策

災害発生後の復旧、復興策を示す。

第5章 東南海・南海地震防災対策

東南海・南海地震に関する対策を示す。

『風水害等対策編』

第1章 総論

この計画の主旨、防災関係機関の業務、地形・気象災害の概要など計画の基本となる事項を示す。

第2章 災害予防対策

平常時の教育、訓練、施設の災害予防対策、市民生活の確保方策などの予防対策を示す。

第3章 災害応急対策

災害が発生した場合の応急対策を示す。

第4章 災害復旧対策

災害発生後の復旧、復興対策を示す。

『津波災害対策編』

第1章 総論

この計画の主旨、防災関係機関の業務、津波災害の概要など計画の基本となる事項を示す。

第2章 災害予防対策

平常時の教育、訓練、施設の災害予防対策、市民生活の確保方策などの予防対策を示す。

第3章 災害応急対策

津波災害は避難を中心とした対応など応急対策を示す。

第4章 災害復旧・復興対策

災害発生後の復旧、復興対策を示す。

第1章 西条市の景観の特性

1 西条市の特性

自然、地理、社会、経済、土地利用、観光、人口、西条市の地形、都市の成り立ち、歴史と文化の観点から西条市景観特性について述べます。

(1) 自然・地理的特性

西条市は、愛媛県東部に広がる道前平野に位置し、北は瀬戸内海の燧灘に面し、北西は今治市、西は東温市、南は久万高原町と高知県の町、東は新居浜市と接しています。

509.98km²という広大な市域面積は、県下屈指の規模を誇り、その南部一帯及び西部は、西日本最高峰の石鎚山（海拔 1,982m）を主峰とする石鎚山系や高縄山系を背景にして、急峻な山岳地帯となっています。

石鎚山系に見られる堆積岩類は、古第三系（およそ 5000 万年前）とされていることから、古代紀以降に中央構造線、和泉層群、沖積層が形成されてきました。中央構造線に沿った地域では、この古代紀からの地質変遷を確認できる所があり、西条市の多様な地質形態を伺うことができます。

山岳地帯以外については、比較的緩やかな平坦部となっており、市街地が集積するとともに、石鎚山系を源流とする水量豊かな加茂川や中山川をはじめ、中小の河川が貫流しています。

市域の平坦部では、それらの河川の表流水が地下に伏流して、全国的にもまれな被圧地下水の自噴地帯が広範囲にわたり形成されていますが、その自噴水や自噴井は「うちぬき」と呼ばれ、古くから市民に親しまれるとともに、多くの農水産物を育んできました。

こうした豊かな水資源に恵まれた環境を背景に、本市は昭和 60 年に環境庁（現環境省）から「うちぬき」が「名水百選」に、そして、平成 7 年には国土庁（現国土交通省）から、「水の郷」に認定されています。

また、瀬戸内海沿岸の干潟が失われていく中で、加茂川河口・中山川河口・新川河口・高須海岸・河原津海岸に、まとまった面積の干潟が残っており、多くの希少な生物が生息するとともに渡り鳥の重要な渡来地にもなっています。その中でも、河原津一帯の海岸は、カブトガニの繁殖地として県の天然記念物に指定されています。

このように、本市は豊かな緑や水資源、温かな気候に恵まれた自然環境を有し、快適で潤いのある居住空間や憩いの場を創造する上で、良好な基礎的条件を備えています。

さらに、そのような恵まれた自然環境を背景に、石鎚山や河原津海岸、由緒ある数々の名湯といった、魅力的な観光資源が存在するとともに、貴重な資源である良質な水を容易に確保で

きることから、農業や産業活動を展開するにあたっての極めて優れた環境も併せ持っています。

（２）社会・経済的特性

本市の歴史は古く、朝鮮半島からの侵攻に備えて、7世紀後半頃に築城された山城と推定される「永納山城跡」や、古代の道路遺構が発掘されており、有史以来、この地域が瀬戸内圏域における交通の要衝であったことを示しています。

江戸時代に入り、寛永13年（1636年）には一柳直盛が西条藩主に、また、直盛の三男である一柳直頼が小松藩主に封ぜられて陣屋町が開かれました。その後、西条藩では寛文10年（1670年）に、紀州藩主徳川頼宣の二男である松平頼純が藩主となり、明治維新までの約200年間、そして小松藩では一柳氏治世下約230年にわたり、それぞれ三万石と一万石の陣屋町として栄えました。

このような歴史的経緯から、市内には「旧西条藩陣屋跡」や、「伊予聖人」として崇敬された小松藩儒学者近藤篤山旧邸など、数多くの歴史・文化遺産が存在するとともに、明治時代以降、愛媛県東部における官公庁の主な出先機関がこの地域に集積し、政治、経済、文化の中心地として発展してきました。

昭和時代に入り、まず昭和16年に2町3村（西条町・飯岡村・神戸村・橘村・氷見町）が合併して旧西条市が誕生しました。戦後、町村合併促進法の施行に伴い、昭和30年には1町2村（小松町・石根村・石鎚村）の合併により小松町が誕生し、翌31年には旧西条市が2村（加茂村・大保木村）と合併をするとともに大生院村の一部を編入する一方、1町2村（丹原町・田野村・中川村）の合併により丹原町が誕生しました。さらに、昭和46年の2町（壬生川町・三芳町）合併で誕生していた東予町が、翌47年に市制を施行して東予市が誕生しました。

その後、平成時代を迎え、平成11年の「市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）」の改正や、翌12年の「地方分権一括法」の施行に伴い、全国で市町村合併の機運が高まる中、かねてから緊密な関係にあった旧西条市、東予市、丹原町及び小松町の2市2町においても、平成14年10月1日に法定合併協議会を設置して合併に向けた取組みを進めた結果、平成16年11月1日に2市2町による合併が実現し、現在の「西条市」が誕生しました。

平野部に肥沃な農地が広がり、良質で豊富な地下水に恵まれていたため、本市では古くから農業をはじめ、酒造や手すき和紙などの利水産業が盛んでした。

経営耕地面積は四国第1位（2015年世界農林業センサス）の規模を誇り、生産量国内トップクラスの愛宕柿や裸麦、春の七草をはじめ、生産量県内第1位の水稲、きゅうり、メロンなど、多品目の農産物を産出しています。また、養鶏（採卵鶏）や養豚などの畜産業も盛んであ

るとともに、ワタリガニや車えびなどの海産物にも恵まれているほか、海苔養殖などの栽培漁業も盛んに行われています。

さらに、昭和39年の「新産業都市」の指定や、昭和48年の黒瀬ダム completion、瀬戸内圏域では数少ない大規模臨海工業用地が造成されたことを契機として、半導体製造工場、鉄鋼・機械工場、飲料工場、電子機器製造工場や造船工場などの立地も進みました。

また、これまでの、企業誘致により地域経済の活性化を図る「誘致外来型」の産業政策から、新規産業の創出やベンチャー企業の創業支援により地域活性化の原動力を強化する「内発型」の産業政策への転換を図るため、平成11年には、その拠点施設として「西条市産業情報支援センター」が整備されました。

加えて、重要港湾である東予港や四国縦貫自動車道、今治小松自動車道、国道194号などの交通網の整備の進展と併せて、合併により市域が拡大したことに伴い、四国縦貫自動車道と今治小松自動車道との結節点であるジャンクションや、複数のインターチェンジなど、近畿地域及び中国地域に直結する広域交通拠点を内包することとなり、四国地域における交通の要衝としての優位性を併せ持つこととなりました。

このような恵まれた地理的・経済的条件を背景に、産業基盤はさらに拡充することとなり、その結果、本市は製造品出荷額が四国屈指の規模を誇る産業都市として、飛躍的な発展を遂げるに至っています。

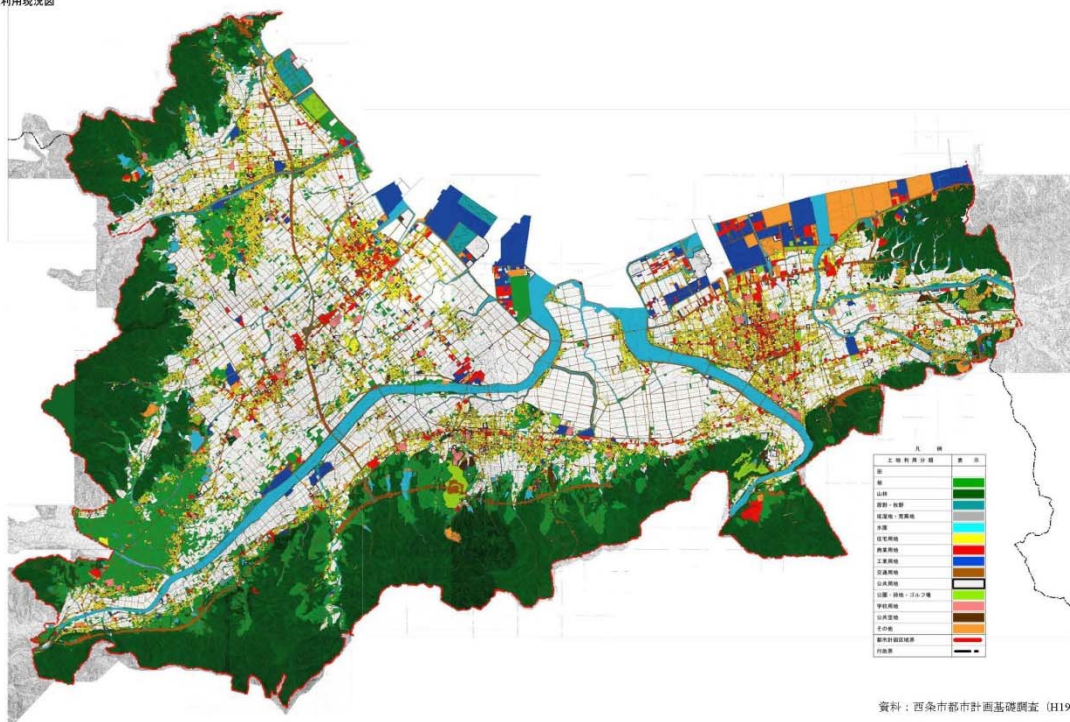
(3) 土地利用

西条市の土地利用は、全域約 510k㎡のうち約 75%が山林で、宅地面積は約 6%となっています。

都市計画区域の面積は、約 178k㎡で全域の約 35%となっています。都市計画区域内の土地利用をみると、約 73%が自然的土地利用、約 27%が都市的土地利用となっており、圧倒的に自然的土地利用が多くなっています。

4-4. 土地利用

(1) 土地利用現況
●土地利用現況図



- 24 -

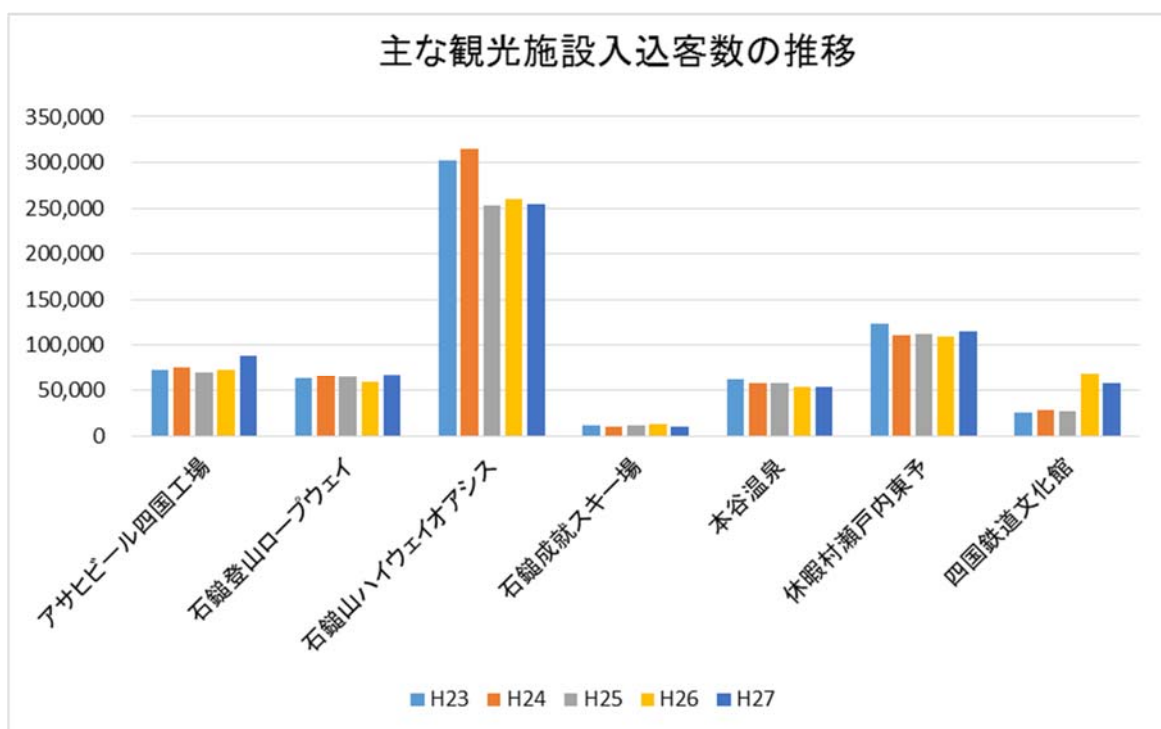
図-西条市都市計画区域内土地利用現況図

(4) 観光

西条市の主要な観光施設の観光入込客数は、年間約 60 万人訪れています。

石鎚山ロープウェイ、石鎚山ハイウェイオアシス、石鎚成就スキー場といった石鎚山に関連した施設が重要な観光資源となっております。休暇村瀬戸内東予も石鎚山を望める場所となっており、石鎚山が本市の重要な観光資源、景観資源となっていることが見て取れます。

また、石鎚山ハイウェイオアシスの入込客数が突出しており、高速道路通過者が多く立ち寄っているものと推察されることから、市外からの来訪者に西条市の魅力を発信する景観づくりが重要となっています。



西条市内の主要な観光施設等	H23	H24	H25	H26	H27	年平均
アサヒビール四国工場	73,108	75,919	70,282	72,434	88,357	76,020
石鎚登山ロープウェイ	62,641	66,769	65,070	59,328	66,810	64,124
石鎚山ハイウェイオアシス	302,743	314,368	252,951	259,794	254,562	276,884
石鎚成就スキー場	11,767	10,311	11,542	12,747	10,162	11,306
本谷温泉	62,182	58,287	57,587	53,006	54,116	57,036
休暇村瀬戸内東予	124,166	111,091	113,165	109,629	114,715	114,553
四国鉄道文化館	25,002	28,290	26,946	68,731	57,461	41,286
合計	661,609	665,035	597,543	635,669	646,183	599,922

資料：観光客数とその消費額 平成 27 年(愛媛県)

四国鉄道文化館調査 平成 27 年 (西条市統計手帳)

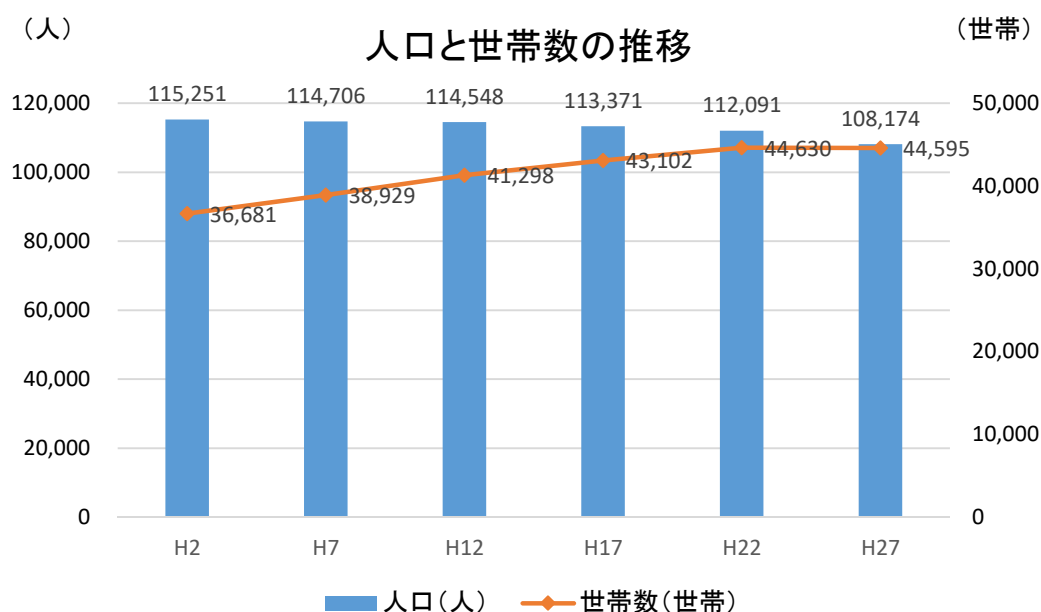
※ 観光入込客数は、各市町から報告されたものを基礎として、愛媛県が推定したもの

(5) 人口

【人口・世帯数】

西条市の人口は、平成2年以降減少傾向が続いています。世帯数は、平成2年から平成22年までは増加傾向が見られますが、平成22年から平成27年にかけては減少に転じています。また、1世帯あたりの人員数は、平成2年以降減少が続いています。

人口の減少率については、平成22年までは、減少率が0.13%から1.13%の間で推移していますが、平成22年から平成27年の減少率は3.49%と急速に人口減少が進んでいます。人口減少の歯止めとなる魅力ある景観づくりが期待されています。



表一人口・世帯数・1世帯あたりの人員

	H2	H7	H12	H17	H22	H27
人口(人)	115,251	114,706	114,548	113,371	112,091	108,174
世帯数(世帯)	36,681	38,929	41,298	43,102	44,630	44,595
1世帯あたりの人員(人/世帯)	3.14	2.95	2.77	2.63	2.51	2.43
前回調査からの減少数(人)	—	545	158	1,177	1,280	3,917
前回調査からの減少率(%)	—	0.47	0.13	1.03	1.13	3.49

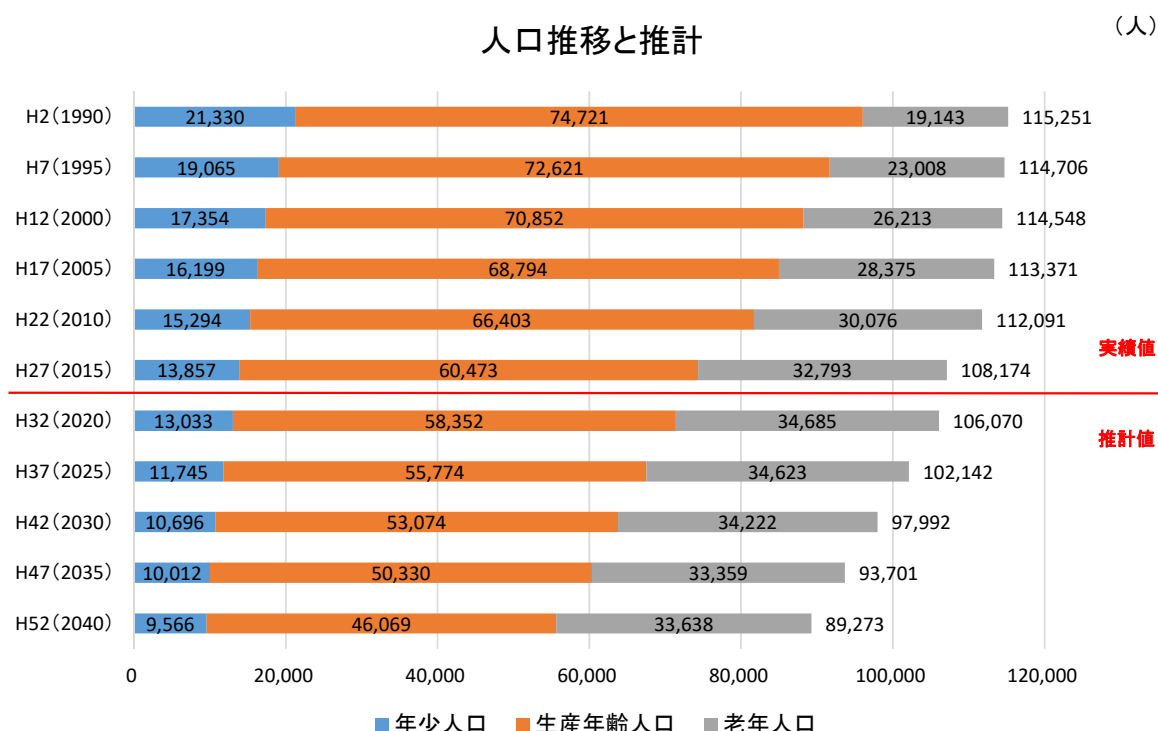
資料: 国勢調査 平成27年

【人口の推移と推計（年齢構成別）】

平成 27 年の年生構成別人口を見ると年少人口 13,857 人、生産年齢人口 60,473 人、老年人口 32,793 人となっています。平成 2 年の年少人口は 21,330 人、生産年齢人口は 74,721 人、老年人口は 19,143 人となっており、平成 2 年以降、年少人口と生産年齢人口は減少し続けており、老年人口は増加し続けています。

人口減少が続き、平成 42 年では、10 万人を下回る想定となっています。また、平成 27 年と比べると、10,182 人の減少（9.4%減）が予想されています。年少人口は、年々減少を続け、平成 52 年には、1 万人を下回ると予想されています。

老年人口について、平成 42 年と平成 27 年と比べると 1,429 人が増加する（4.4%増）ことになると想定されています。平成 32 年までは増加することが想定されていますが、その後老年人口は減少していくと想定されています。ただし、高齢化率は年々増え続けると推計されています。景観まちづくりにおいても、高齢化率の増加は大きな課題となることが予想されます。



資料: 国勢調査 平成 27 年

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」平成 25 年

(6) 産業

【産業別就業人口の推移】

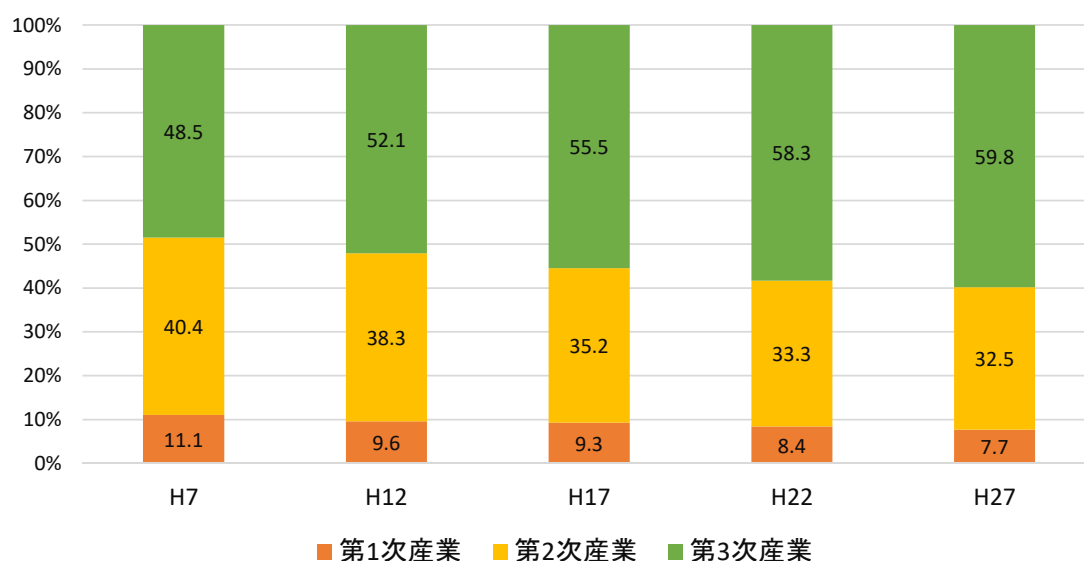
平成22年の西条市の産業別就業人口を見ると、第1次産業8.4%、第2次産業33.3%、第3次産業58.3%で、就業者の半数以上が第3次産業に従事しています。また、平成2年は第1次産業12.2%、第2次産業41.2%、第3次産業46.6%となっており、平成2年以降、第1次産業、第2次産業の割合は減少し続け、第3次産業の割合は増加し続けています。

全国的な傾向と同様に、本市でも、1次産業従事者の高齢化による就労人口減少、2次産業の海外移転による雇用の減少と、それを吸収する形で、3次産業就労人口増加の傾向が見られます。産業構造の変化に伴い、農地、工場、店舗や商店街の景観にも影響する可能性があるため、それに対応した景観まちづくりが求められます。

表一 産業別就労人口の推移

	H7		H12		H17		H22		H27	
	人口 (人)	割合 (%)	人口 (人)	割合 (%)	人口 (人)	割合 (%)	人口 (人)	割合 (%)	人口 (人)	割合 (%)
第1次産業	6,235	11.1	5,195	9.6	4,956	9.3	4,240	8.4	3,811	7.7
第2次産業	22,702	40.4	20,837	38.3	18,805	35.2	16,891	33.3	16,186	32.5
第3次産業	27,245	48.5	28,360	52.1	29,676	55.5	29,559	58.3	29,752	59.8

産業別人口の推移(割合)



資料: 国勢調査 平成22年

【商業】

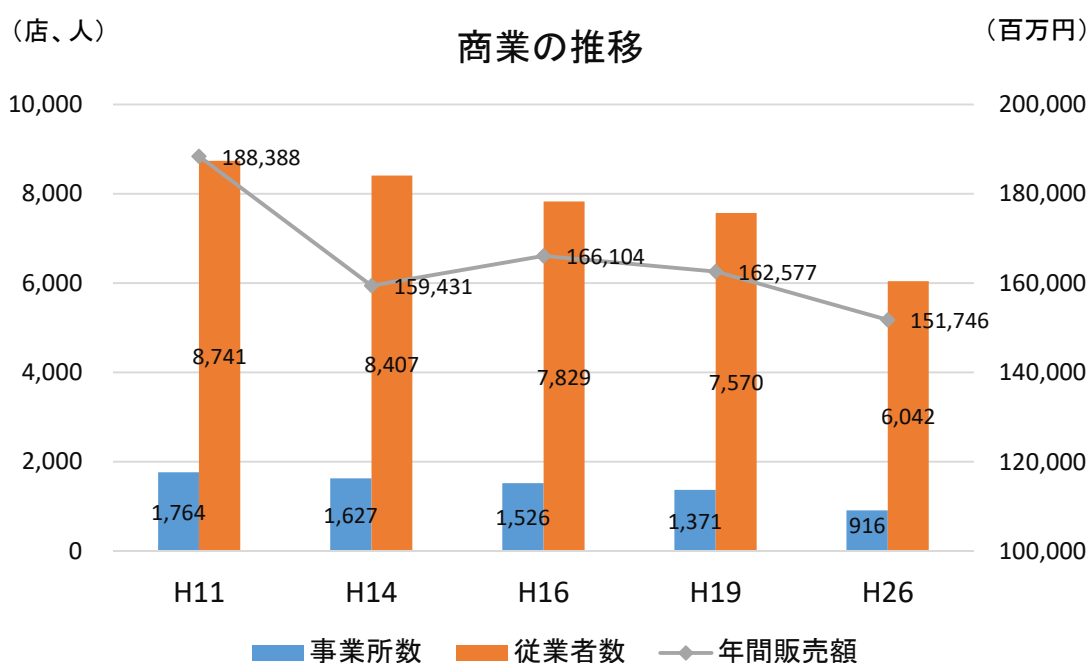
平成11年以降、卸売業・小売業の合計では事業所数は減少しています。また、卸売業の事業所数は平成14年に増加に転じましたが、その後は減少しており、小売業は平成11年以降減少が続いています。従業者数は、卸売業・小売業ともに平成11年以降減少し続けています。

年間販売額は、卸売業・小売業合計で平成14年から平成16年にかけては増加したものの減少傾向が続いています。平成11年は188,388百万円、平成26年は151,746百万円となっており、15年間で年間販売額が36,642百万円（19.5%）減少しています。

特に、小売業における事業所数、販売額の減少は、まちのにぎわいの減少にもつながることが予想されます。まちのにぎわいについては、景観まちづくりにおいても重要な課題といえます。

表一 卸売業・小売業の事業所数、従業者数、年間販売額の推移

		H11	H14	H16	H19	H26
卸売業	事業所数(店)	255	230	248	230	192
	従業者数(人)	1,846	1,794	1,731	1,522	1,159
	年間販売額(百万円)	89,945	64,961	77,238	67,128	63,292
小売業	事業所数	1,509	1,397	1,278	1,141	724
	従業者数	6,892	6,613	6,098	6,048	4,883
	年間販売額	98,443	94,470	88,866	95,449	88,454
合計	事業所数	1,764	1,627	1,526	1,371	916
	従業者数	8,741	8,407	7,829	7,570	6,042
	年間販売額	188,388	159,431	166,104	162,577	151,746



資料: 商業統計調査 平成26年

【工業】

西条市の工業は、臨海部を中心に立地する非鉄金属、電気、電子部品、鉄鋼、機械、飲料、金属、輸送用機械等を中心に発展してきており、四国地方において突出した製造品出荷額を誇っています。

平成 26 年製造品出荷額は、非鉄金属 40,118,661 万円、鉄鋼 10,530,069 万円、輸送用機械 10,082,044 万円、生産用機械 5,493,492 万円、飲料・たばこ・飼料 5,304,989 万円が上位となっています。

臨海部の工業地域は地域経済の活力を象徴する景観資源であり、製造品出荷額等の数字でも、地域経済の活力が表されています。

表一産業中分類別統計表(従業者4人以上の事業所) H26. 12.31 現在

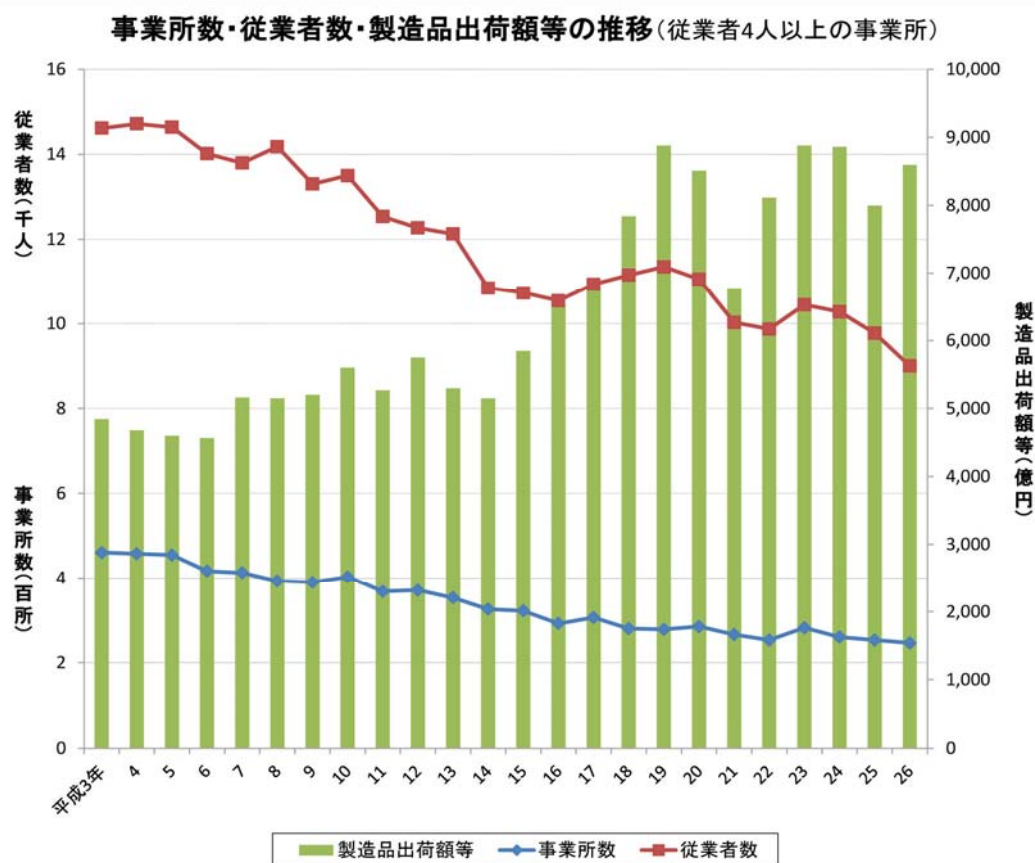
産業中分類	事業所数（所）			従業者数（人）					原材料 使用額等 （万円）	製造品 出荷額等 （万円）
	法人	個人	計	常用労働者			個人事業主 ・無給家族 従業者	計		
				雇用者		出向・派遣 受入者				
				正社員等 正職員等	パート・ アルバイト等					
西条市 計	234	12	246	7,094	1,432	457	17	9,000	66,100,196	85,934,343
09 食料品	23	-	23	268	409	12	-	689	496,069	820,272
10 飲料・たばこ・飼料	6	-	6	184	13	13	-	210	2,153,646	5,304,989
11 繊維	30	3	33	456	142	94	4	696	807,160	1,470,987
12 木材・木製品	5	-	5	190	28	-	-	218	422,547	611,367
13 家具・装備品	1	5	6	27	1	-	7	35	12,146	25,906
14 パルプ・紙	8	3	11	404	41	30	5	480	340,861	634,187
15 印刷・同関連	2	-	2	12	7	-	-	19	x	x
16 化学	2	-	2	17	2	4	-	23	x	x
17 石油・石炭	4	-	4	24	-	-	-	24	150,849	187,743
18 プラスチック	12	-	12	613	200	71	-	884	1,381,500	3,086,696
19 ゴム製品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20 皮革製品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
21 窯業・土石	17	-	17	180	27	8	-	215	317,833	531,436
22 鉄鋼	16	-	16	544	28	43	-	615	9,304,229	10,530,069
23 非鉄金属	5	-	5	484	24	16	-	524	36,844,064	40,118,661
24 金属製品	23	1	24	548	53	28	1	630	1,069,083	1,861,094
25 はん用機械	17	-	17	428	39	12	-	479	455,886	943,335
26 生産用機械	41	-	41	1,204	69	53	-	1,326	3,331,669	5,493,492
27 業務用機械	1	-	1	31	7	2	-	40	x	x
28 電子部品	4	-	4	939	280	68	-	1,287	1,857,230	3,661,975
29 電気機械	5	-	5	112	55	3	-	170	60,676	96,895
30 情報通信機械	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
31 輸送用機械	8	-	8	316	4	-	-	320	6,848,607	10,082,044
32 その他	4	-	4	113	3	-	-	116	114,157	267,360

資料:工業統計調査 平成 26 年

経年で比較すると、製造品出荷額は平成 19 年までは増加傾向が続き、平成 20 年の減少、平成 21 年の落ち込みがあり、平成 22 年に増加に転じています。その後、平成 25 年には減少し、平成 26 年には増加に転じています。

事業所数は、多少の増減はあるものの平成 3 年以降減少傾向が続いています。従業者数は、平成 4 年には 1 万 5 千人近くいましたが、その後減少傾向が続き、平成 22 年には 1 万人を下回り、平成 23 年には増加に転じたものの、その後は減少が続き平成 26 年は約 9 千人となっています。

製造品出荷額が平成 19 年に 9,000 億円を超え、その後増減がありますが、9,000 億円前後の水準で推移しています。事業所数や従業員数を見ると、減少傾向にありますが、生産効率性向上などの要因で依然製造品出荷額が 9,000 億円前後の水準で推移していることから、地域経済の活力を象徴する工業地域の景観づくりが求められます。



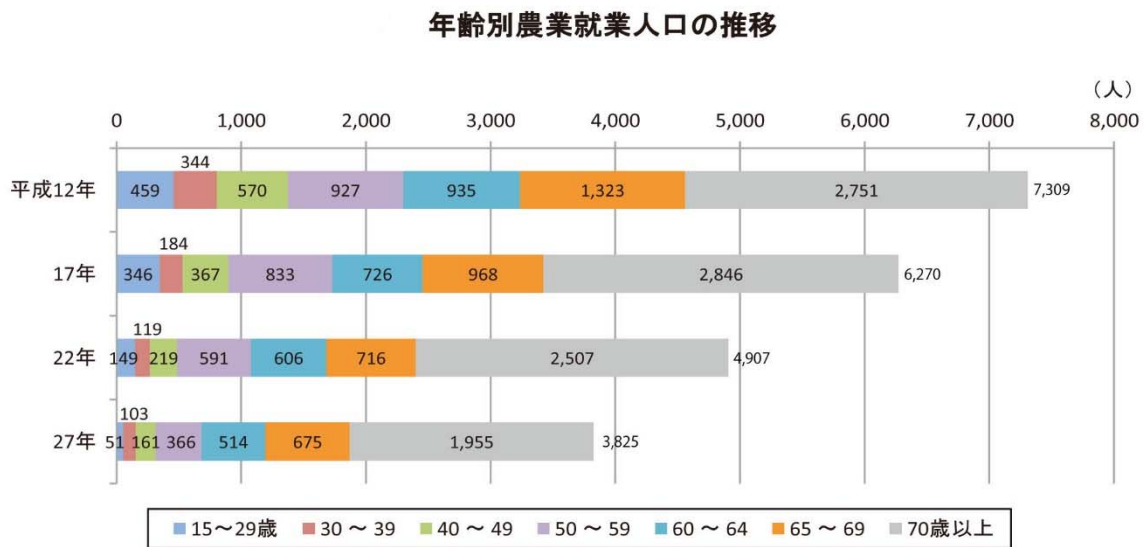
資料：工業統計調査 平成 26 年

【農業】

西条市の農業は、瀬戸内特有の温暖な気候と石鎚山系や高縄山系を源流とする豊富な水資源に恵まれ、米作を主体に麦作、野菜、果樹、花き、畜産などの複合経営が行われ、県下有数の農業地帯となっています。

農業就業人口の推移を見ると、平成12年には7,309人、平成27年には3,825人と、この15年間で3,484人（47.7%）減少しています。また、65歳以上の人が占める割合は、平成12年には55.7%だったものが、平成27年には68.8%と高齢化も進んでいます。

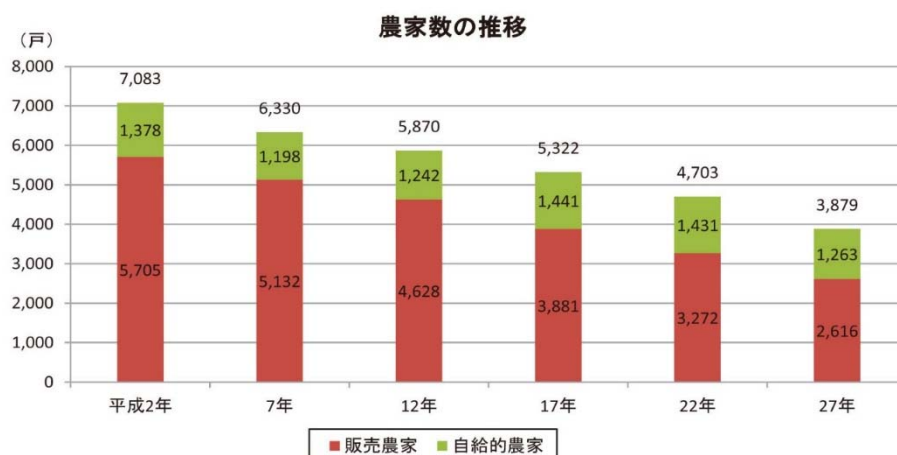
農業従事者の高齢化に伴い、管理が行き届かない農地の増加等、景観にも影響が出るものと予想されます。



資料：農林業センサス 平成27年

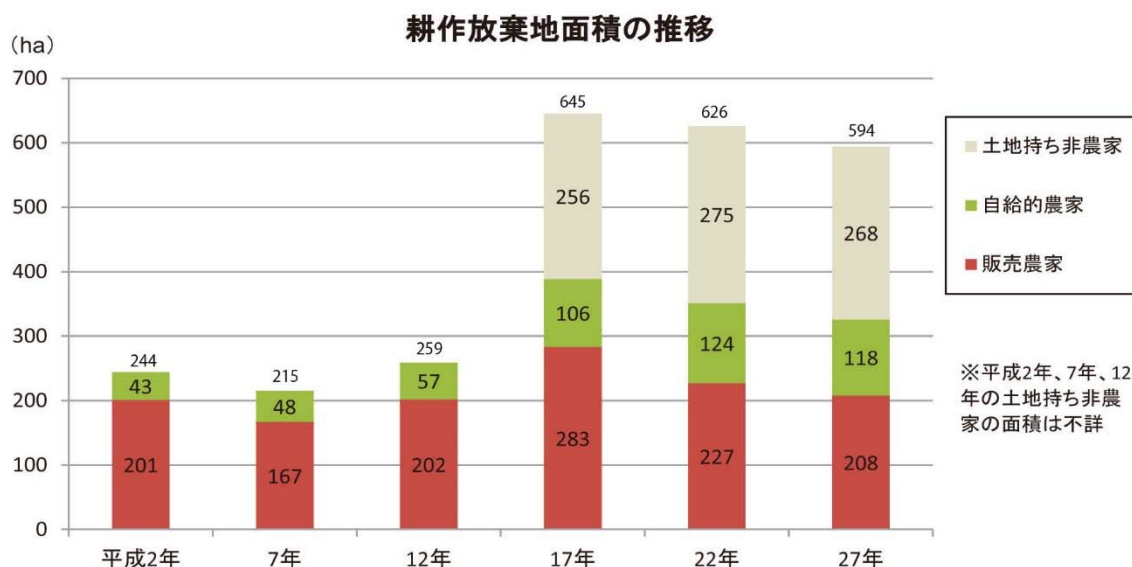
農家数の推移を見ると、平成2年には7,083戸であり、その後減少し続け、平成27年には、3,879戸となっています。この25年間で3,204戸（45.2%）減少しています。

※農業就業人口：自営農業に従事した世帯員（農業従事者）のうち、調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者をいう。



資料：農林業センサス 平成27年

耕作放棄地は、土地持ち非農家所有の放棄地を含む形で統計を取り始めた平成17年には、645haでしたが減少傾向であり、平成27年には594haとなっています。耕作放棄地については、景観まちづくりにおいても重要な課題となることが予想されます。



資料：農林業センサス 平成27年

(7) 自噴エリア、湧水の分布

西条市の水資源については西条地域の「うちぬき」が有名ですが、地下水の自噴エリアは西条地域のみではなく東予地域の広範囲にも存在しています。

また西条市には高縄山系及び石鎚山系の裾野に扇状地が広がり、その扇端付近に多数の湧水が分布しています。そこには近年減少しているトノサマガエルや水草のテイレギが発見されるなど、良好な自然環境が維持されています。

西条市の水資源は、うちぬきに限らず市内随所に豊富に存在し、様々な形で市民に恵みをもたらしていることを踏まえて、地域で共有していく必要があります。



図-地下水自噴エリアマップ

資料：西条市ホームページ「水の歴史館」

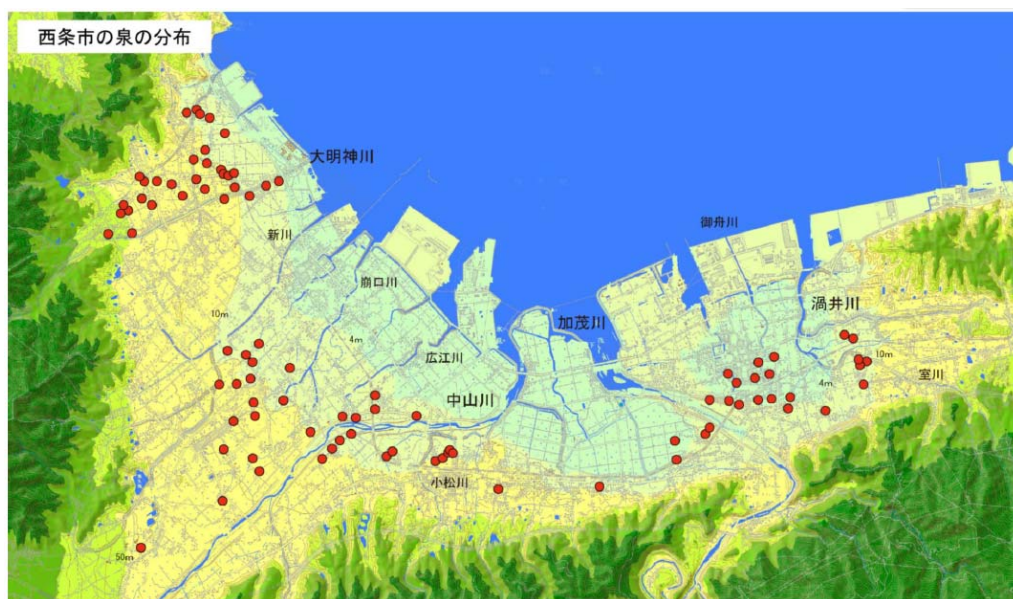


図-湧水分布図

資料：特定非営利法人西条自然学校

(8) 寺社の分布・遍路道

西条市において寺社は市街地、農村集落を問わず広く分布しており、市民の日常生活の中に歴史・文化的資源が深く溶け込んでいると言えます。

そのなかでも山麓部に沿って立地する寺社は、平野部を見渡す格好の視点場にもなっており、西条市の高低差のある地形ならではのものです。

また、四国霊場八十八ヶ所は小松・氷見地区周辺に集中して存在していることから、遍路道とも併せて、まとまりのある景観形成が重要となります。

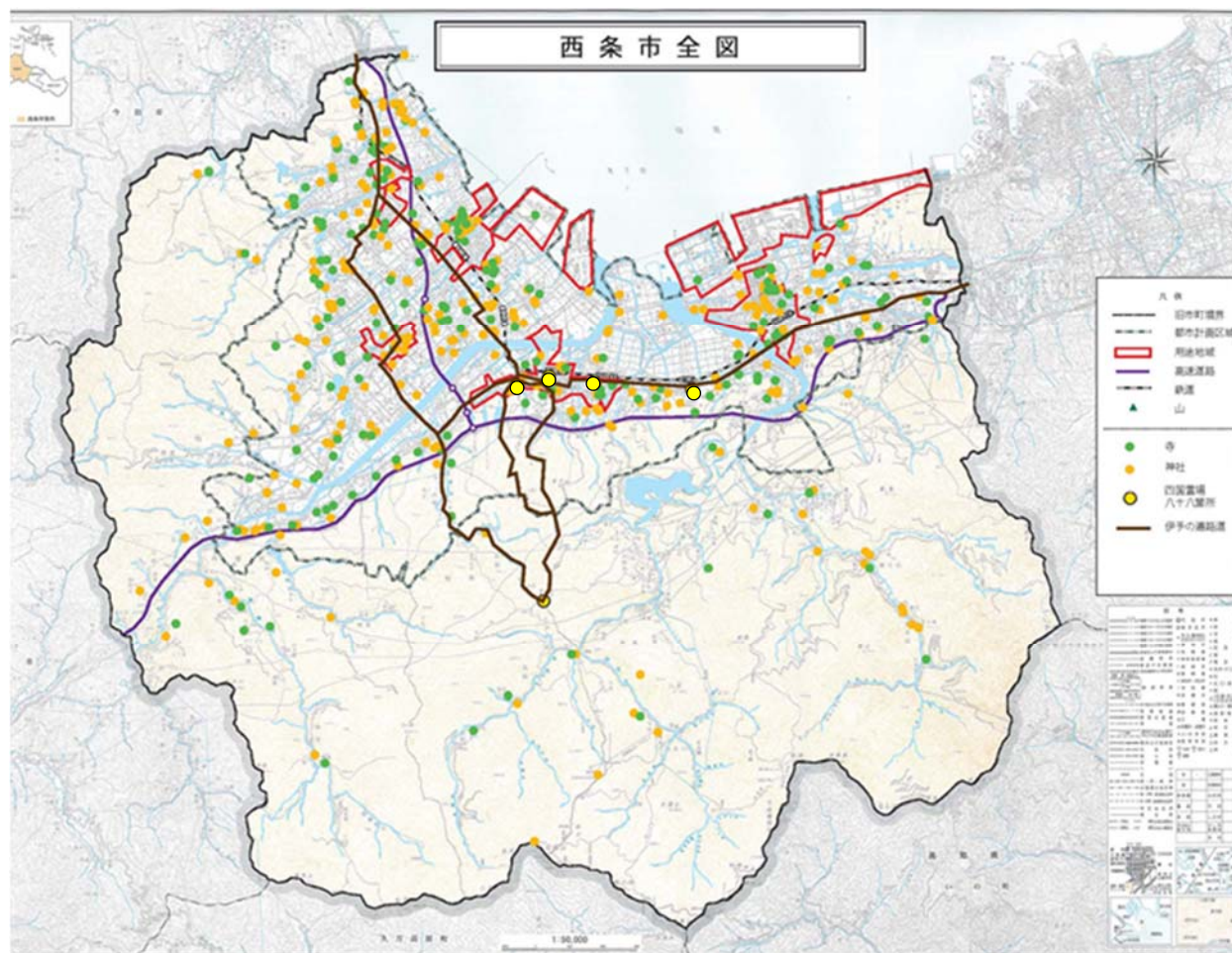


図-寺社分布図

資料：西条市都市整備計画課調べ 平成 18 年

(9) 空家の分布

近年、市街地、農村集落を問わず空家が目立つようになり、景観阻害の要因となっています。問題のある空家には、早急に対処するとともに、利活用可能なものについては大切な地域資源と捉えて有効に活用するなど、適切な対応が求められます。

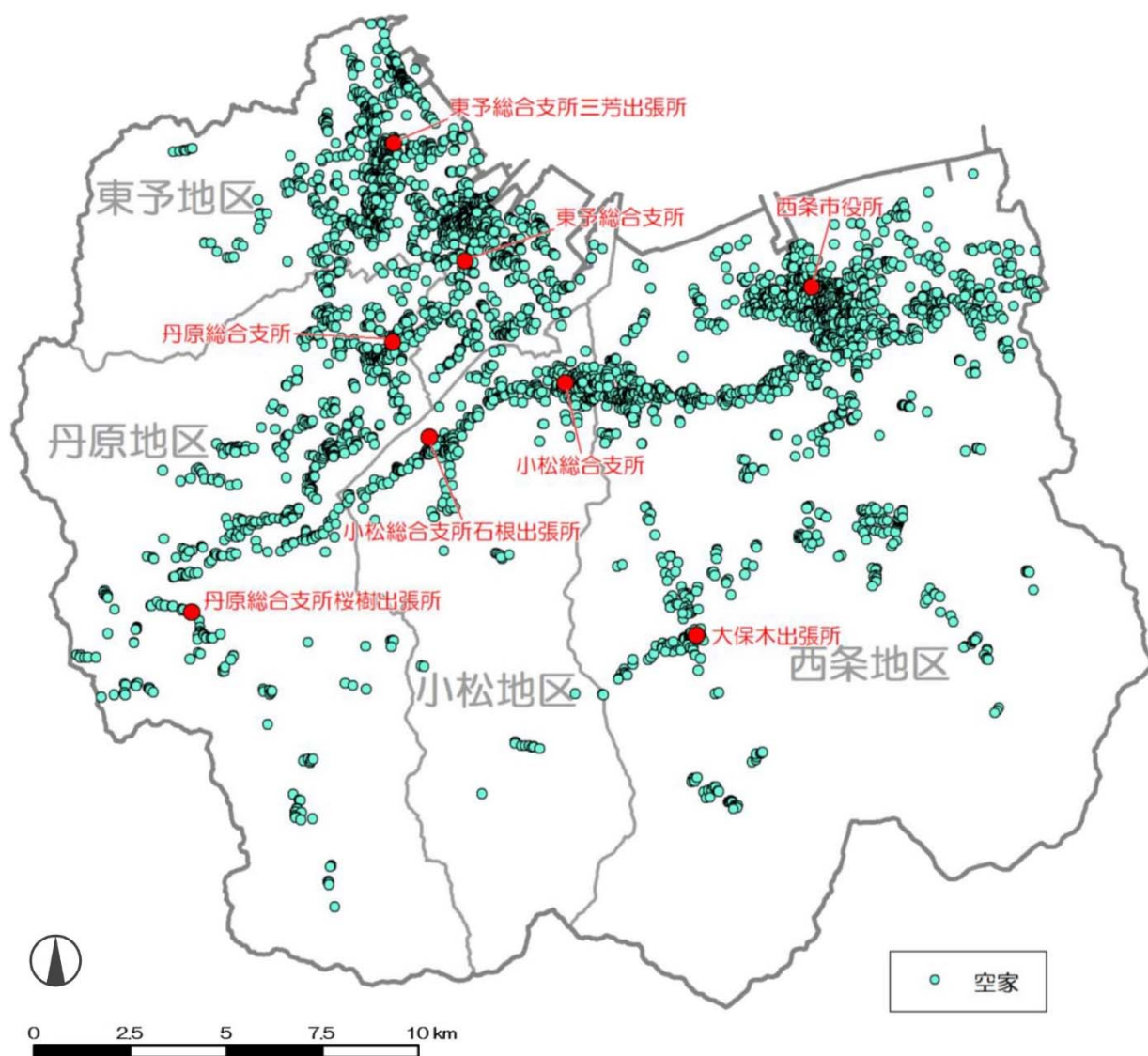


図-空家分布図

資料: 西条市空家等対策計画(平成 29 年 9 月)

2 市民アンケート及びワークショップ

(1) 市民アンケート

調査対象：18 歳以上の市民 1000 人

調査実施：平成 26 年 8 月 配布数 1000 回収数 351 回収率 35.1%

調査主旨：今後策定を目指している景観計画の参考とするため、市民の景観に対する意識等を調査したものである。

【景観や風景に愛着を感じるか】

1 位：少し感じる 52.1%

2 位：大いに感じている 18.5%

3 位：あまり感じない 16.8%

【好きな景観（自然）】

1 位：石鎚山 27.9%

2 位：うちぬき 17.8%

3 位：加茂川の清流 15.3%

【好きな景観（歴史・文化）】

1 位：石鎚神社 15.7%

1 位：西山興隆寺 15.7%

3 位：陣屋跡 10.4%

【好きな景観（生活）】

1 位：国民休暇村 12.9%

2 位：武丈公園 9.7%

3 位：本谷温泉 8.8%

【景観を、特に損ねていると感じられるもの】

1 位：空き店舗や管理されていない空家及び空地 32.1%

2 位：放置されたごみや廃車、廃材などで汚れた海岸河川、道路 17.5%

3 位：手入れの行き届かない山林・農地 12.0%

- ・市民アンケートの結果 18 歳以上の市民は、現状の景観への愛着について、「大いに感じている」「少し感じる」が合わせて 70%と、大半を占めています。
- ・西条市で好きな景観は、「石鎚山、うちぬき、石鎚神社・西山興隆寺、国民休暇村」となっています。
- ・また、景観を、特に損ねていると感じられるものは、「管理されていない空家及び空地、汚れた海岸河川、道路、手入れが行き届かない山林・農地」となっています。

⇒水や緑に親しむことのできる景観が市民に好まれている一方で、景観上の課題については、清掃活動、自然環境の保全、建物や工作物への規制等多岐にわたって対策が必要です。市民・行政・事業者で役割を決めて協働体制で取り組むことが必要です。

(2) 中学生アンケート

調査対象：中学校 1 年生 298 人 2 年生 303 人 3 年生 303 人

調査実施：平成 26 年 9 月 配布数 1000 回収数 904 回収率 90.4%

調査主旨：

- ・概ね 10 年後に社会人となる子どもが現在の西条市の景観をどのように意識しているか把握する。
- ・景観計画においては、概ね 10 年後の景観方策の実現を想定し、子どもへの意識調査を行う。
- ・市外に出る子どもたちが帰ってきたくなるふるさと景観づくりを目指す。

【景観が美しいと思うか】

1 位：普通 59.4% 2 位：美しいと思う 30.1%

【悪いと思う景観】

1 位：空き店舗、空地、空家 48.2% 2 位：ゴミ等で汚れた河川、海岸、道路 44.9%
3 位：手入れのいき届かない山林、農地 17.7%

【大切にしたい景観】（回答者比率 904 人）

1 位：祭りや地域行事 55.6%
2 位：森林 41.5%
3 位：河川 29.9%

【好きな景観（自然）】（回答者比率 904 人）

1 位：石鎚山 85.7%
2 位：うちぬき 69.5%
3 位：加茂川の清流 41.7%

【好きな景観（歴史・文化）】（回答者比率 904 人）

1 位：石鎚神社 73.9%
2 位：伊曾乃神社 38.2%
3 位：西山興隆寺 24.1%

【好きな景観（生活）】（回答者比率 904 人）

1 位：小松中央公園 45.5%
2 位：本谷温泉 40.7%
3 位：市民の森 37.8%

- ・中学生が思う西条市の景観イメージは「石鎚山、うちぬき、石鎚神社、祭り」となっています。
- ・現状の景観への評価は「普通、美しい」が大半を占めています。

⇒中学生においても「石鎚山・うちぬき・祭り」は西条市のイメージとして強く根付いていることが分かります。将来、進学や就職で市外に出る場面で、ふるさと西条市のイメージとして市外の人へ伝えていくことも考えられることから、景観計画では西条市の都市ブランドを形成する魅力ある景観資源として取り扱う必要があります。

(3) 平成 26 年度景観ワークショップ

【第1回ワークショップ 「景観資源の昔と今」】

実施内容：西条市の地図に景観資源を貼り付け、「景観資源の昔と今の違い、これからのあり方、景観資源と暮らしの関係」をテーマとして話し合いました。



参加者の景観資源への意識について、昔と今とで比較して話し合うことで意見を引き出します。その結果を下記のとおり分類しました。ここで把握した景観への意識を、今後の景観資源の抽出と分類に活用します。

昔と今で変化していること

【人口減少に関する点】

西条市の人口は合併後の平成 17 年国勢調査では 113,371 人でした。平成 22 年では 112,091 人となり、やや減少傾向にあります。また少子高齢化と核家族化の進行から世帯数は増加しており、世帯人員は減少しています。そういったことからワークショップでは、田園や山林を維持するための担い手が不足し、お祭りも次世代へ引き継ぐことができていない問題があげられました。

【失われたもの】

地球温暖化や人の生活に合わせた環境の変化により、カブトガニの減少、山林の破壊、歴史的な建物の損壊等、西条市の景観にも多数の影響がでています。このことから、昔から大切にされてきたものを次世代へ引き継ぎ、守るという大切さに気づかされています。

【改善が必要なもの】

空家の増加などによる防犯の対策や駐車場、道路整備、電柱の埋設化、広告・看板の増加など、生活をしている中で気づいた課題、ルールが必要なこととしてあげられています。

【これからも守り育てるべきもの】

今も昔も変わらず大切にされている景観も数多くあげられました。自然では石鎚山・桜・水風景・田園風景、歴史では陣屋跡・西山興隆寺の紅葉などがこれからも守り育てるべき景観資源です。武丈公園は美しくなったという意見もあり、このまま維持する必要があることが分かります。

実施内容：景観資源の課題を話し合い、以下の観点から課題を分類整理しました。

- ①西条市の残していきたい・伝えるべき景観
- ②西条市の悪い景観
- ③市民（行政・住民・企業）としての課題
- ④継続する上での課題
- ⑤改めればと思う課題
- ⑥もっと伸ばせていける景観



参加者の景観資源への意識について、課題をテーマに話し合うことで意見を引き出します。その結果を下記のとおりまとめました。ここで把握した景観への意識を、今後の景観資源の抽出と分類に活用します。

人と自然の共生景観

自然の課題については、自然豊かだからこそ、自然破壊、森林の荒廃、海岸のゴミ、耕作放棄地など守り育てることが出来ていないことがあげられました。

一人一人が心がけることやできることがあります。無関心ではなく市民として誇りを持ち、問題意識を持ち、行政に頼ることなく個人ができることについて話し合う必要があります。身近にありすぎて良さに気づかないことについては、自然と触れ合うことのできる学びの場などを作ることや、情報を発信することが求められており、いつの日か子ども達が西条市の豊かな自然に気づき、西条市に帰りたいと思えるまちになるよう方策を考える必要があります。

次世代へ繋げていく歴史景観

歴史の課題については、神社・寺・祭り・お墓を大切にしないことや維持できないこと、本質を理解し伝承できていないことがあげられました。歴史を正しく知った上で、子ども達に知識を教える必要があります。継承の工夫や、文化財の活用方法など個人が出来ることを考えることが大切であると言えます。

地域の個性を大切にする生活景観

生活の課題については空き地や空家の増加、統一性のないまちなみやゴミ問題、お祭りのマナーなどがあげられました。個人で出来ることもあるとはいえ、西条市は核家族化の進展による地域活動を維持する難しさを抱えており、行政との連携が必要不可欠です。まちなみについては西条市らしいものを目指すような拠り所や指針、連携を作ることや、コミュニケーションをとるための工夫も大切であると言えます。

【第3回ワークショップ 「景観資源の課題解決」】

実施内容：前回の課題をもとに守り・育てる方策・課題解決策を自然・歴史・生活に分けて話し合いました。

※守るは『ルール』について、育てるは『協働』について、田の字に区分している枠内に課題解決の方策を位置づけました。

守る

ルールが高い 協働が低い	ルールが高い 協働が高い
ルールが低い 協働が低い	ルールが低い 協働が高い

育てる

参加者の景観資源への意識を把握するために、景観資源の課題解決の方策を話し合い、それを「協働（自主的な取り組み）」と「ルール」によって分類しました。ここで把握した景観資源への意識、扱い方、景観まちづくりへの参加意識等を、今後の景観まちづくりに活用します。

自然の景観資源

石鎚山、河川、干潟等の自然景観の眺望について、山から見える平地の眺望と、平地から見える山の眺望の二種類が挙げられました。また眺望については視点場を定める旨の意見も出ていました。眺望景観は市民が誇れるものとして、ルールと協働性は高いものとして位置付けました。協働については、自然教育の場、清掃活動、災害から守る環境保護活動、自然体験と具体的な取り組みがあげられました。

歴史・文化の景観資源

歴史・文化の景観資源は、総じて建造物等有形資源についての保存活用の意見が多く、観光客の呼び込みなど「見せていく景観資源」として捉えられていました。保存活用には看板等のデザインの統一、ボランティアガイド協会の設立、ガイドの育成があげられました。位置づけとしては協働性が高いものでありました。

生活の景観資源

生活の景観資源は、中心市街地空き店舗、空家対策、商業の活性化、街灯の統一、農村環境を守る等の意見が出ており、いずれもルール性が高いものでありました。ルール性の低いものとしては、清掃活動があげられていました。うちぬき等の水に関する取り組みや、祭りを継承するための活動が協働性の高いものとしてあげられていました。

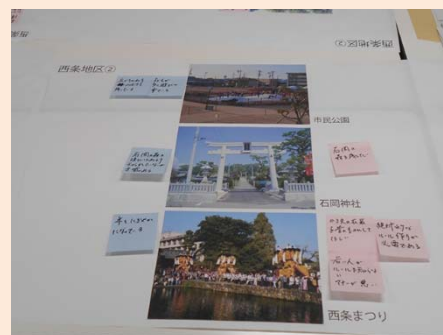
⇒平成 26 年度ワークショップ考察

- ・西条市の景観資源はバリエーションに富み、都市計画区域の内外を問わず市内各所に存在することから、景観法を根拠に市域全域を景観区域として定め、自然景観等の保全に向けたルールを作ることが求められます。
- ・少子高齢化の進行が見込まれる中、耕作放棄地、空家・空き店舗の問題が指摘されており、西条市らしい景観を「守り・育てる」意識が市民に強くあります。
- ・市民の定住志向を維持するために、生活環境の保全に景観まちづくりのルールが求められています。

(4) 平成27年度景観ワークショップ

【第1回ワークショップ 「景観の特性を読み取る」】

実施内容：西条地区・小松地区・東予地区・丹原地区に班分けをし、景観資源とそれが位置する土地利用ごとの特性（中心市街地、高規格道路沿道、農村集落、農業地域、住居地域、工業地域、都市計画区域外、河川、海岸、山地）を鑑みた景観資源の現状と今後の変化について話し合いました。



景観形成の方針及び方策についてまとめる前段として、景観資源が位置する土地利用規制、地形、都市形成の状況等を踏まえて意見を引き出します。

その結果を分類し、下記の景観特性「水の都、都市の成り立ち、生活、歴史・文化、自然」を抽出しました。

水の都

「水の都」（うちぬき、アクアトピア等）はうちぬきが名水百選にも選定され、四季を通じて温度変化の少ない水は生活用水・農業用水・工業用水に広く利用され、快適で潤いのある住環境の景観が重要な役割を果たしており、都市ブランドイメージとなっています。

都市の成り立ち

「都市の成り立ち」は、明治維新までの約200年栄えた陣屋町、市之川鉾山等近代化産業遺産などが物語る東予地方における政治・経済・文化の中心地として栄えてきた次世代へ繋げる価値ある景観です。西条駅及び西条市役所周辺の公共施設、臨海部や高規格道路沿道の産業施設、道路等、西条市の活力となる都市形成について景観資源を抽出します。範囲は、都市計画区域内の各地区の市街地、臨海部の工業地域とします。

生活

「生活」は、地域のお祭りや周ちゃん広場、いもたきなど、農作物を供給する農業生産都市ならではの自然豊かな西条市の生活景観です。また憩いの空間となる公園が多数存在します。

歴史・文化

「歴史・文化」は、西条藩陣屋跡、小松藩儒学者近藤篤山旧邸など江戸時代のまちなみや、四国霊場八十八ヶ所を含む多数の寺社、文化財、国史跡の永納山跡、近代化遺産等の市内随所に存在する次世代に継承すべき景観です。

自然

「自然」では西日本最高峰を誇る石鎚山、四国山地や高縄山系を背景とした里山や田園風景、豊富な水資源をもたらす加茂川や中山川、貴重なカブトガニが生息する自然海浜が残された瀬戸内海等、山や海、水と緑が豊富な景観を多数有しています。

【第2回ワークショップ 「景観特性を踏まえた課題」】

実施内容：前回の景観資源の写真をもとに、ある景観資源について、ルールによって守るか、協働によって育てていくかどちらが相応しいかを話し合い、田の字に区分している方策の表の該当箇所に、理由を付して張り付けます。



景観アドバイザーの郡司島准教授から景観まちづくりのルールについて講演をしていただきました。その後、景観資源をどのように守っていくのか景観まちづくりのルールの必要性について意見をまとめました。

ルール高・協働高

都市の成り立ち：八堂山武文公園、市民公園
 自然：加茂川、カブトガニ、河原津海岸
 歴史・文化：西条陣屋跡、近藤篤山旧邸
 生活：新開田園風景、国民休暇村、農地、ため池

ルール高・協働低

水の都：うちぬき
 自然：王至森寺キンモクセイ、中山川、中山川溪谷
 歴史・文化：大谷池樋門
 生活：東町商店街、鉄道パーク、給水塔、水都市、東予港、志河川ダム

ルール低・協働高

水の都：弘法水
 都市の成り立ち：市民公園、丹原商店街
 自然：専念寺のイチョウ
 歴史・文化：伊曾乃神社、石岡神社、石鎧神社、西山興隆寺
 生活：西条まつり、本谷温泉、庄内の棚田、七夕まつり、香園寺

ルール低・協働低

都市の成り立ち：産業道路、11号線
 歴史・文化：極楽寺石段
 生活：北川の田園風景、あじさいロード、アサヒビール園、黒瀬湖

実施内容：前回に引き続き景観資源の課題から景観まちづくりのルールと協働による景観形成の方向性を話し合いました。

景観アドバイザーの郡司島准教授から景観まちづくりのルールと景観形成についての事例紹介の講演をしていただきました。その後、景観資源を参加者自身がどのように守っていくのか考え、景観形成の方針について意見をまとめました。



ルール高・協働高

- 水の都：HP 等で紹介する
- 都市の成り立ち：道路の色を統一する、公園清掃活動者を育てる
- 自然：加茂川の利用のルールづくり
- 歴史・文化：西条陣屋跡は市民の意識改革が必要
- 生活：千町の住民と行政支援による環境づくり、農地の公有化、建物の色彩統一

ルール高・協働低

- 水の都：アクアトピア水系を歩きやすくする、市民の清掃活動を広げていく
- 都市の成り立ち：工場跡地の利用転換について行政で規制
- 生活：不法看板の撤去、志河川ダムでのBBQ や花見の推奨

ルール低・協働高

- 歴史・文化：神社周辺の道路を整備、神社の森を守る意識づくり
- 生活：七夕祭りを他地区にも広げる、商店街を観光化

ルール低・協働低

- 水の都：水巡り散歩コースの充実と市民に水を守る意識づくり
- 歴史・文化：高齢者が歩ける整備
- 生活：周ちゃん広場に緑が必要

⇒平成 27 年度ワークショップ考察

- ・景観形成の方針について、今回抽出した西条市の5つの景観特性「水の都、都市の成り立ち、生活、歴史・文化、自然」に基づき定めます。
- ・景観資源を守るためのルール作りについて、参加者の多くが必要を感じています。景観資源により、それをどのように守っていくべきかを踏まえ、自主的な取り組みから法的な規制まで、適切な手法を景観計画で検討することが求められます。

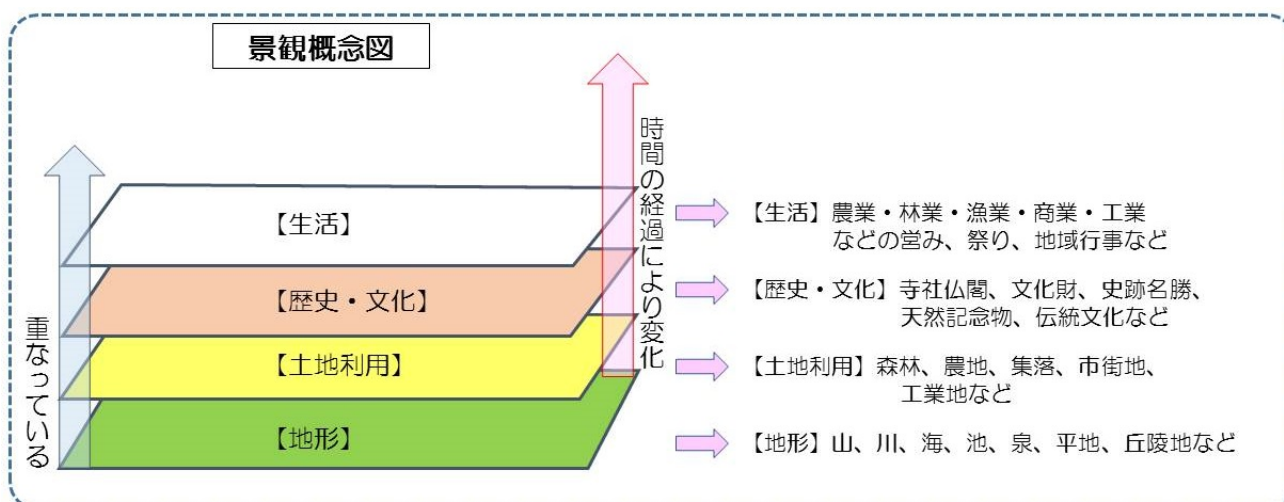
3 西条市の景観特性

(1) 西条市の景観概念

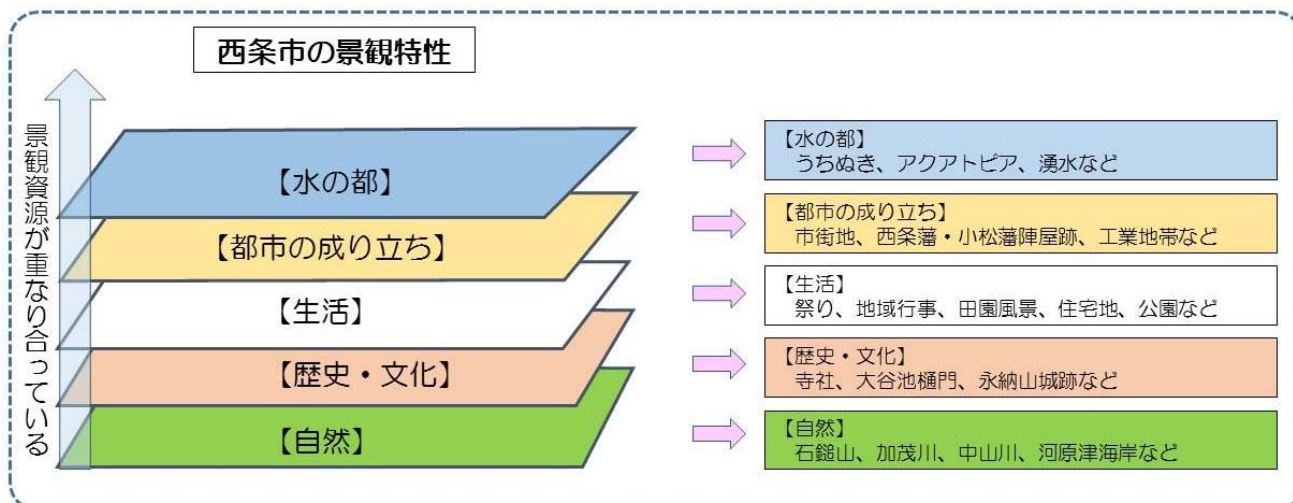
西条市景観計画では景観を下図の「景観概念図」のように捉えています。

全ての前提として山や川等の【地形】があり、そこに住む人々が適切な【土地利用】を行うことで農地や集落が発生します。その営みが長い年月を経ることで【歴史・文化】を生じさせ、やがて現在に至り我々の【生活】として表れています。

このような枠組みに基づいて西条市の特性を分析し、またアンケート及びワークショップ等から景観資源の抽出、分類を行なうことで、下図の「西条市の景観特性」を導き出しました。西条市景観計画においては、西条市の特徴的な景観を【自然】【歴史・文化】【生活】【都市の成り立ち】【水の都】の5つの重なり合う要素として区分・整理し、それに基づいて西条市らしい景観形成に取り組みます。



景観資源の抽出、分類



（２）西条市の景観特性

【水の都】

【水の都】とは、うちぬき・アクアトピア水系に代表される、西条市の誇る良質で豊富な水資源を表す景観特性です。

西条市の有する豊富な地下水は市内各所で、「泉」として湧き出ているほか、「うちぬき」「いずん掘」として四季を通じて温度変化の少ない水を供給しています。それらは生活用水・農業用水・工業用水として市民生活の様々なシーンで広く利用され、快適で潤いのある住環境の景観資源として重要な役割を果たしています。

このように、西条市の水資源は、西条市の都市ブランドイメージを形成する特筆すべき景観資源であることから、これを【水の都】として位置付け、都市ブランドの認知度向上を目指した景観形成を進めます。



うちぬき



アクアトピア水系



うちぬきの汲み場



うちぬきの洗い場



うちぬきと田んぼ



三芳お池（いずん掘）



芝井の泉



黒瀬湖



加茂川水源の森

【都市の成り立ち】

【都市の成り立ち】とは、地域の持つ歴史・文化的変遷、また土地利用が現在の都市の形成に影響を与えていることを表す景観特性です。

明治維新までの約200年栄えた陣屋町、四国霊場八十八ヶ所・お遍路等の歴史・文化的資源は東予地方において西条市が政治・経済・文化の中心地として栄えてきたことを示しており、現在の市街地においても都市を形成する重要な要素となっています。

それは地域の個性を捉えるうえで重要な資源であることから、その価値を確認、共有したうえで、特色ある景観まちづくりを進めます。

また臨海部は四国随一の製造品出荷額を誇る工業地域の一角であり、それに代表される産業活動は見る者に西条市の活力をイメージさせています。市民およびそこで働く人にとって快適でありながら、西条市の活力を示す景観形成を目指します。



西条藩陣屋跡（お堀も含む）



造船工場 800 t 吊りクレーン



小松藩陣屋跡



東予港（整備前）



伊予西条駅レンガ給水塔



あじさいロード



集落と臨海部の工場

【生活】

【生活】とは、通勤・通学、営農、企業活動、地域の祭りなど、人々の営みや生業を、周囲の身近な風景と一体として表す景観特性です。

西条市においてはうちぬきを利用している姿、営農の風景、いもたきなど、人々の営みがその背景と一体となって形成される景観がみられます。とりわけ、地域の祭りは市民の営みが生み出す特徴ある景観です。

また見慣れた風景であっても、身近な憩いの空間となる公園、生活拠点の落ち着きのあるまちなみ、農村集落における田園風景と調和した家なみなどは、日常生活を送るうえで良好な居住環境を表す市民自身にとっての価値ある景観です。

このような、身近な風景や営みの中にある良好な景観の大切さを見落とすことなく、景観形成を進めます。



西条まつり



丹原七夕夏まつり



天神獅子舞



産業文化フェスティバル



周ちゃん広場



武文公園



市民公園



田園風景と家なみ



果樹園の畑地灌水

【歴史・文化】

【歴史・文化】とは歴史的建築物、史跡、文化財等に関連して、西条市における先人の営みを表す景観特性です。

西条市においては、四国霊場八十八ヶ所を含む多数の寺社、近藤篤山旧邸など江戸時代のまちなみ、国史跡の永納山城跡、近代化遺産等が市内随所に分布しており、いずれも次世代に繋げる価値ある景観資源です。

そういった歴史・文化的な要素を含む景観資源については、それが成立した経緯や現在の市民生活との関わり等の理解を深め、景観形成に反映されるよう配慮して取り組みます。



伊曾乃神社



久妙寺



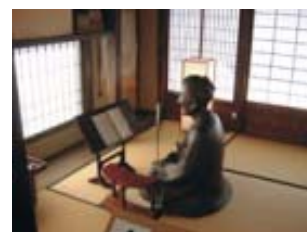
千人塚（野々市原古戦場）



西山興隆寺



市之川鉾山



近藤篤山旧邸



観念寺



大谷池樋門



佛心寺

【自然】

【自然】とは、西日本最高峰の石鎚山をはじめとする山なみ、それらを源流とする加茂川や中山川、瀬戸内海、広大な道前平野等、西条市固有の自然景観です。

うちぬき、田園、果樹園、カブトガニが生息する河原津海岸等、西条市の誇る財産の多くは豊かな自然に起因するものであることから、良好な自然景観の形成は西条市の魅力を表すために欠かせない取り組みです。また市民自身にとっても、自然景観は故郷の景観として愛着の対象であることから、自然景観と生活景観が調和していることは重要です。

自然景観は市内に広範囲に広がっており、高低差の大きい西条市特有の地形にはそれを眺められる優れた視点場も多数有しています。水と緑の自然景観と調和した景観まちづくりを、大きな視点から取り組みます。



石鎚山



加茂川



衝上断層



瓶ヶ森



河原津海岸



カブトガニ



中山川溪谷



道前平野と石鎚山系

第2章 景観計画の区域

1 景観計画区域（法第8条第2項第1号関係）

西条市は、西日本最高峰を誇る石鎚山を主峰とする石鎚山系や高縄山系をはじめ、里山や田園風景、加茂川等河川、市内の広い範囲で自噴する「うちぬき」、貴重な自然海浜が残された瀬戸内海など、水と緑豊かな自然景観を有しており、また江戸時代の歴史的なまちなみ、寺社仏閣などの文化財や史跡等も市内随所に分布しています。

このようなことから、景観計画区域を西条市全域とし、全市域で良好な景観形成の推進を図ります。

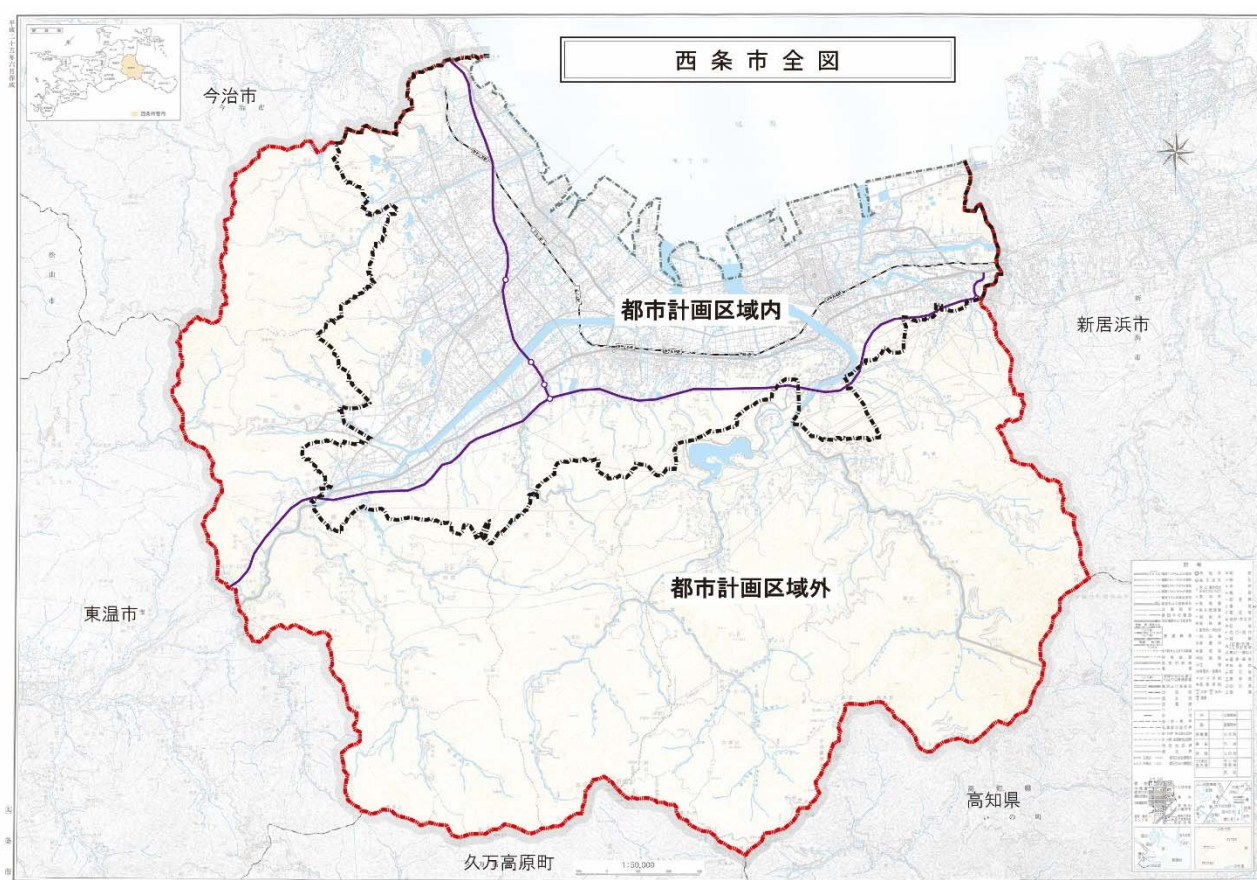


図-西条市景観区域図(全域指定)

第3章 景観計画の理念と基本方針

1 基本理念

西条市景観計画の策定にあたり、本市が目指す将来都市像である「人がつどい、まちが輝く、快適環境実感都市」の実現に向けて、山なみや農地の緑、川や海の水辺空間などの人々に安らぎと潤いを与える自然空間、人々の営みにより積み重ねられてきた歴史や文化、また人々が利便性を追求し発展させてきた都市のまちなみ、これら要素の異なる景観の調和を図り、景観によるまちづくりを進めるため、基本理念を以下のとおり定めます。

【基本理念】

山・水・人が織りなす、魅力ある景観づくり
～快適環境実感都市を目指して～

2 基本目標

基本目標 ①

「水の都」としての都市ブランド景観づくり

西条市のうちぬきに代表される良質で豊富な水資源は、市民のかけがえのない財産であり、それは産業、農業、生活等様々な場面で、市民生活を支えています。

そのような、水と共にある快適な生活を良好な景観として表現することで、「水の都」としての都市ブランドの形成を目指します。

そうすることで市民の地域に対する愛着を一層醸成するとともに、より多くの移住者や交流者を獲得することにもつなげます。

基本目標 ②

歴史・文化を継承し地域の個性を伸ばす生活景観づくり

西条市には全域に歴史的・文化的資源が数多く存在しています。特に地域の寺社、古いまちなみ、祭りについては多くの市民が愛着を感じています。

このような地域固有の景観は、地域住民の日々の生活により受け継がれ、伝えられてきたものであり、今後もその価値を地域住民が個性として認識しつつ、継承していく必要があります。

そこで、人々の営みに支えられた歴史・文化的資源を保全し、またそれらの特性を踏まえた活用を図ることで地域固有の良好な景観を次世代に継承します。

基本目標 ③

ふるさとの自然と調和した広がりのある眺望景観づくり

西日本最高峰の石鎚山は市内の各地から望むことができる西条市の一番のシンボルです。

石鎚山を中心とした山なみは、ふるさとの象徴として多くの市民の心に根付いており、来訪者には西条市の豊かな自然、風土を印象付ける重要な要素となっています。また山なみが生む高低差のある地形には、道前平野を見渡す良好な視点場が多く存在しています。

こうしたことから、山なみをはじめとした自然景観を眺望する幹線道路や河川沿線、道前平野の眺望などに親しむ視点場等について良好な眺望環境を確保し、一方で眺望対象として美しい山なみ、広がりのある田園風景、落ち着いたまちなみの保全を図ります。

基本目標 ④

水と緑を活かした潤いと安らぎのある快適な生活景観づくり

西条市内には石鎚山系、高縄山系の山々を背景として、加茂川や中山川をはじめとした中小の河川が道前平野を貫流しており、山から海に至るまで多様性のある豊かな自然環境が備わっています。

そして私たちの生活は、石鎚山系にかん養された水資源や、道前平野に広がる農地など、自然のもたらす数多くの恩恵に支えられています。そのような人間と自然との共生関係を意識することで、自然と調和した田園風景や、自然に親しむことのできる潤いのある都市景観の形成を図ります。

基本目標 ⑤

にぎわいとおもてなしを感じる市街地の景観づくり

西条市の都市的景観は、駅前の商店地や公共施設の集積地、また臨海部の工業地域など場所により異なる顔を持っています。それらは都市形成の変遷や人々の営みの積み重ねを経て、現在の地域固有の景観を創り上げています。

これらの地域の個性を活かし、安らぎとうるおいのある快適な生活環境を創造するとともに、地域の内外の人にとって魅力的な、いきいきと活力のある景観まちづくりを進めます。

3 基本方針

① 学ぶ（教育、市民意識の醸成）

- ・ 小中学校等の郷土学習、環境学習等を通じて、故郷の景観への意識を高めます。
- ・ 身近な自然景観や景観資源の存在を見直し、地域の特色ある景観への理解を深める取り組みを支援します。
- ・ 市民自身による景観まちづくりの意義やその手法について、理解を深める取り組みを支援します。
- ・ 景観まちづくりの勉強会や地域での話し合いの場を支援し、目指すべき良好な景観のイメージを住民間で共有します。

② 守る（規制、誘導の施策）

- ・ 本市の自然環境や、身近な生活景観が、無秩序な開発行為や建物の建築等により損なわれないように、既存の制度とともに景観計画上の行為の制限を用いて効果的な規制、誘導を行います。
- ・ 地域の景観形成上重要な建造物や樹木などを保全します。
- ・ 起伏に富んだ地形が生む良好な眺望を損なわないよう、眺望する環境の整備・改善を促進します。

③ 育てる（市民参画の景観づくり）

- ・ 地域での自主的な景観まちづくり、事業者の社会貢献活動（CSR）などの良好な景観形成につながる取り組みが広がるよう支援します。

④ 創る（公共施設の整備と、規制・誘導の施策）

- ・ 景観形成上重要な公共施設の整備に際しては、施設の管理者と協議のうえ、景観上配慮すべき事項やデザイン性について方針を定めます。
- ・ 開発行為や建物の建築等に際しては、建築物の形態意匠、敷地内の配置、自然素材の利用等景観形成上規範となる姿を示しそれに近づけるよう市民、事業者の景観への配慮を促します。